

第十回 参議院文部委員会會議録第三十四号

(五〇〇)

昭和二十六年五月十五日(火曜日)午前
十時三十八分開会

本日の会議に付した事件

○産業教育法案(衆議院提出)

○委員(堀越健郎君) それではこれより本日の委員会を開会いたします。

本日は産業教育法案の審議に当りまして、我々の参考になるために参考人のかたにお越し願つたのであります。が、御陳述を願います前に、委員長といたしまして一言御挨拶を申し上げます。

本委員会に付託されております産業教育法案でございますが、これは議員立法で、衆議院のほうで立案されまして、衆議院を休会前に通過いたしました。本委員会に付託されたのであります。戦後の状況から考えまして、青少年の職業教育ということが非常に重要であり、延いては我が国の産業立国の立場から考えまして、非常に緊急であり、重要であると考えられますのでございまして、又一面予算措置の問題、或いは教育基本法なり、学校教育法なり、法体系との関係などもありまして、参議院の文部委員会として、これは慎重に審議をいたさなければならぬという観念で我々進んで参つております。つきましては、この方面の御経験の深い又いろいろと御関心をお持ちであるかたがたにお越しを願つて、我々の審議を進める上において参考になる点をお聞かせ頂ければ結構かと思ひまして、お願いいたします。

申上げたのでございしますが、非常にお忙しい中にもかかわらず、我々のために特に繰合せて御出席頂きまして、このことを一同に代りまして厚くお礼を申上げる次第であります。

つきましては、本日午前、場合によつては午後にかけて皆さんに忌憚のない御意見を承わり、又場合によつては失礼にあたるかも知れませんが、私たちが委員から皆さんがたの御陳述に対していろいろ又重ねてお聞きすることもあらうと思ひます。そういう点もあらかじめお含みの上でお願い申し上げます。

御発言の順序は、特に御用がございまして早くお帰りの御希望のかたは先へ願ひますが、さもない場合には公報に載つておきます順序でお願い申し上げます。そうして一通り御陳述を願つたあとで併せて皆さんがたにこちらからお尋ねする機会を与えて頂きたい、こゝろ思つております。時間は別にこちらからお願いして御意見を承るものでございまして、何分でなければならぬというようなことは申上げませんが、大体十分でも十五分でも皆さんがたの意のあるところをお話し頂ければ結構かと存じます。その点は皆さんがたのお計らいでお願い頂ければ結構かと存じます。お聞きいたしました上でまた改めて又皆さんがたに我々のほうからお尋ねを申上げたいと思ひます。その点について失礼にあたる段があるかも知れませんが、あらかじめお断り申上げておきたいと思ひます。

それでは公報に載つております順序でお越し頂きのかたからお願ひするのことにいたします。どうかよろしくお願ひいたします。それでは先に矢川さんからお願ひいたします。

○参考人(矢川徳光君) 私矢川でございますが、実は旅行しておりましたところへこの御案内を頂きまして、一昨日帰つて参りましてからいろいろとまあ御見した次第でございまして、或いは私の頂いた資料についての読み方が足りないところもあるかも知れませんが、この問題はふだん考えておつたことでもあります。大要重要なことだと思ひますので、率直にこれから私の考えを申上げて皆さんの御参考にさせて頂きたい、そういうふうに思ひます。

大体私の考えをいたしましては、今日お見えになるかた々の数から考えまして、まあ最初にいろいろと……あとで御質問を伺うとしたしまして、最初にはまあ十五分かつこらぐらいでまとめてお話ししなければならぬのかと思ひまして、まあメモをさういふ程度でこしらえて参つておりますから、さういふ限りについて一通り申上げまして、いろいろ又御意見がございまして、それに私のほうで御返事するようなことが出ましたら申上げた、こういうふうにして参ります。私はかね／＼まあ教育学のほうに關係しておりまして、まあ教育学者の端くれのようなものであります。昨年の日本教育学会にも出ましたし、今年

広島での教育学会に出しても、やはり産業教育という言葉では出ておりませんが、勤労青少年教育というものが非常に重要な問題として取上げられてゐるのであります。発表者のうち特に一人は、定時制高等学校の崩壊のことにつきて、数字を挙げて熱心に研究の発表があつた、さういふことを伺いまして非常に肝銘するところがあるものであります。ここで産業教育法というふうい名前になつておりますものにつきてはお話をするのにつきまして、極く一般的な事柄を申上げるのは如何かと思ひますけれども、むしろ産業教育という事柄は教育と労働との關係の問題だろ、さういふふうに思ふのであります。人間をこしらへる上におきましての教育と労働との關係の問題、さういふふうに私は考えて見たいのであります。さういふ見ますと、これは教育の歴史の上から教育の現実と申しますと、今日日本においての教育の現れ方、アメリカにおいての教育の現れ方、イギリス、フランス、中国、ソ連といったような所においての教育の現れ方というふうなものとの關係があるわけでありまして、つまり教育の歴史の上から教育の理論の上から教育と労働との結合ということ、が大変重要な問題でありまして、さういふ観点から、やはり最初にこの法案の初めに於ておられます法の目的といつたような事柄も考えなければならぬと、さういふふうに思ひます。と申しますのは、やはり基本的な点がはつき

りしなければ、運用でどうにでもなると、さういふわけのものでないと思ひますので、さういふ点を最初に一言申上げてみたい、さう思ひます。

要するに人間はただ単に知識だけで人間がでる上とは思ひませんので、やはり実際の労働といつたような事柄との関連で人間の性格ができて来たわけでありまして、この方面から考えまして教育と労働、又はここで使われておりますような意味とはやや違ふかも知れませんが、産業と、さういふたような事柄との関連を考えなければならぬ。そこでそのような教育の歴史でありますとか、教育の現実でありますとか、その理論付けでありますとか、さういふような事柄は皆様に申上げるとか、さういふような事柄は皆様に申上げるとか、大要現れ方が違ふ。明治初年と明治後期と大正と昭和とさういふような事柄は申上げるまでもなく、例えば先般の第二次世界戦争の以前にどういふふうな現れ方をしたか。日本におきましては戦争中にどういふふうな現れ方をしたか、さういふたような事柄も考えて見なければ、さういふ一般論に教育と労働との繋がりとさういふような事柄を申上げても、誠に漠然としてゐる次第であります。併しさういふことを申上げる時間の余裕もございせんので、これから要点だけをちよつと申上げてみたい、さう思ふのであります。

で、産業教育といふような事柄につきまして今申上げたような観点から見ますと、やはりこれは産業の体制がど

うであるか、今日日本におきまして産業の体制がどういふふうになつてゐるかというような事柄が掘り下げて考えられなければ、やはり枝葉末節の事柄を條項に抑えて書き上げて、それでその運用の仕方を考えるという小手先の事柄になつてしまふ。そういう点で、今度の法案が考えられました場合に、一体日本のどういつた産業体制の上にこれを置くのかということがはつきりしないのであります。ただ現れております條文だけで見ますと、私といたしましては大変困つた考え方の上にこれ

日の産業体制がどういうふうになつてゐるかということにつきましては、いろ／＼お集りの皆様でお考えはまちまちだろうと思いますが、私といたしましては、この法案のどこにもありませんように、日本の経済自立というふうな体制になつていない、そういうふうな考えであります。従つてそういう事柄を一般的なバックといたしまして、具体的にこの法案につきましてどう考えるかという事柄をちよつとこれから二、三の要点にまとめてお話してみたい、こう思います。

は立つてゐるのではないか、こう思います。と申しますのは、やはり教育というからには国民の利益になるような人間をこしらへなければならぬ。教育と利益というような言葉を、教育に關して利益ということを使ひますと、大要教育を輕視してゐるように思ひますけれども、これは正直に、まじめに考へて参りまして、やはり國家の利益、國民の利益というふうに考へなくちやならないと、こう思ひます。取り分け産業教育というようになつて来ますと、一体産業に従事して働く者は誰かという觀點が重要なのでありますから、やはり勤勞青少年と申しますか、そういう人たちの利益を考へなければならぬ。つまり實際にその産業にあずかつて自分の體で働いて、それで生活を立てて、それで又知識なり人格なりの向上をみずから圖つて行かなければならぬ人々の立場からこれは考へなければならぬ。そうしますと、今日そういう人たちが日本の産業體制のなかにどういう狀態に置かれてゐるかということを掘り下げて考へなければならぬと思ひます。そこで今

きますということとは、日本の青少年を戦争から守るという観点から私は反対したい。従つて全体の法案といたしまして、これが廃棄されるという事柄を、廃案になる事柄を私は御参考にならう。上げたい、こういうふうに思うのであります。そういう要点を三つばかりにまとめて主な点だけを申し上げますと、先ず第一にこの法案が基本的な出発点といつたようなことから少し疑いがつきまじり私といたしましては拜見いたしまして不満足なのであります。と申しますと、今日の我が国の経済自立といふ事柄とこれは結び付くようにされて

う事柄とこれは結び付けようとして置かれています。さういふことは、大要重要な問題なものでありまして、若しこれがいずれかの国の経済に依存しているものである経済だとすれば、やはりその中で行われまゝとするこの産業教育というものは、そういう外国への依存態勢を教育の面から協力する、こういうような事柄になりまして、大変これは私どももいたしましては、私個人といたしましては不満足なことになつて行く、こう思ふのであります。そういう点につきましてはいろ／＼の中に、まあ言葉をやして上げますならば、いろ／＼のところは協力態勢といった事柄が出て来ておりますが、そういう点はよほどよく考えなければいけない。この法案の中において考えられているところ、つまりこの文面となつて現われているところから解釈いたしますと、この協力態勢というのは私は反対なのであります。そういう点が一つ、つまり日本産業の現状から考えまして、そのような協力態勢というのが教育の部面に

産業教育として持込まれます場合には、やはり下請的な、徒弟的な人間をこさえることにしかならない、私はこういうふうに思います。

それから次に、例えば第一條なんかに出ておきます勤勞に対する正しい信念というようなことがあります。それはやはり日本の經濟の自立というやうな事柄をどのように解釈してこの法案ができてゐるのか、又はそれを教育の方面に移して見ました場合に、青少年たちにどういうふうにこれを指導しようとしてゐるのかという点に大變疑いが……率直に申し上げますと、これは一つの奉仕的な考え方であり、現在の外國依存といつたやうな經濟体制において子供たち、勤勞青少年たちの力を集めて奉仕させる、こういう形になると私は考へるのであります。そこで現在いるくゝと憂慮されてゐるところのこの戦争再態勢、こういつたやうなものの中におきまして、これが若し實施されるやうなことになるば、私の想像するところは或いはあたらないかも知れませんが、過去におけるところの我々の體驗から考へましても、これはやはり学徒動員といつたやうな形、或いは中学生から大学生に至るまでそういった事柄に捲き込まれる虞れが十分にある過去においてはさうであつた、今後においてもさういふやうになるに違ひない、こう私は考へますので反對したいわけでありませう。若し大學の場合にこれを持つて参りますとするならば、やはり科學的な研究といふことが軍事科學の研究への奉仕、又それへの勤勞の奉仕、かういつたことになると思ひますので、この法案が立てられて基本的な出发点に誤りがあるところを思

いますから、これを反対の第一の理由にいたしたいとこう思います。

次に第二には、これは教育という部面を考えまして本末を顛倒しているように思う、こういうような点を申上げたいのであります。でそれは例えば先ほどもちよつとその一端を申上げましたように、定時制高等学校の崩壊といった事柄、前の青年学校制度の時代ほども勤労青年は教育される機会を与えられていないという点、それから高等学校の運営の仕方につきましても、私個人といたしましては、この実業高等学校といったようなものと一般高等学校といったようなものとの経営のあり方のパーセンテージについて疑問がある、そういうようなところもあります、併しもつと基本的に申上げますと、一体我々は憲法で約束されたところの義務教育の国庫無償といったような点を、これを一体どうしようというのであるかというような事柄が私といたしましてはわからない、この法案をこしらえられた場合の観点がわからないのであります。勿論目の前に勤労青年たちといたしまして十分に教育の機会を与えられていない人があるのであります、実際に又教育体制を立派なものにし、本当に日本の国に役に立つような、殊に日本の勤労層に役立つような教育をするという事柄は基本的にやはり基礎教育が強化されなければならぬので、目先のことだけでは解決できない問題がある、そういう点につきまして、やはり今日の産業教育法案というものが外国の経済便節、教育の国庫無償という事柄、国庫負担による無償という事柄が殆んど空文に

化せられている、そういうものに乘つかつて、逆に申上げますとそういうものは無視されて崩壊せしめられておる、その一方十分の義務教育を、中学校までの十分の義務教育を受けられていない、そういう人々をやはり産業の協力態勢というに引込むために教育面から協力する法案としてこれができて来ておるのではないか、若し万一口ういふものが実施されるとするならば、どのようにその運営者が好意的に、善意的に運営いたししようとも、やはりそれは青少年のために不幸な結果になる、私はこういうふうな考えです。つまりそういう意味で、基礎的な教育とここに現れておりますような産業教育といつたような事柄とはこの考え方では本末が顛倒しておる、こういうふうな考えです、第二の反対の理由といたしたのであります。

第三には、やはり教育と申しますからには人間を作るわけでありまして、この中からどういふ人間を作るよるな目的なり目標なりが出て来ておるかとお申しますと、本当は経済自立という言葉がその中には書かれておりますけれども、そこには本当の精神が現れていないであらうこちらに分散しておる、今は時間に関りがありましてから申上げられませんが、あちらこちらに分散しておりますからわからん、どういふふうな人間を作るかという事は、例えば第三條第五号にありますが「産業教育の実施について、産業界との協力を促進すること」とところが産業界といふのはどういふもので成立しているかといふことをはつきりさせなければ、どういふ形の教育をするのか

立つて意見を申上げたい、こう思うのであります。

先ず第一に、今日の学校教育という点から最も大きな問題、こういうものを考えてみますと、全般的に見まして教育財政が非常に貧困でありまして、そのためにいろいろの支障を来しております。もう一つの部面は、実教育に携わる教員の質と量との不足から来るところの問題、大きく考えますと、この二つの問題があると思ひます。これらを普通義務教育について申上げますと、六三制度の不完全な実施から参ります。例を申上げますと、何度かこちらにも我々の立場の上からお願い申上げましたが、新制中学校の認許外工事についての補助の打ち切りなどが非常に祟つておりました、進歩的な考えを持つた市町村長が殆んど今次の選挙で以て落選をしておりました、非常な政治的な問題としても発展しておるものであります、私も教員行政をお預かりする際非常に障礙を来して参つております。なお優良な教師の不足というふうな部面もいろいろの点で現れておりました、現在でも各県の義務教育担当者の数のバランスというふうなものはとられておりません。又幼児教育などについて見ましても、全部が市町村にその設置、運営が依存されておりますために、殆んど申訳的な運営しか今日できておらないのであります。特殊教育につきましても、教員の質、それから養成所の問題など、広汎な支障を来しております、特に我々が考えなければならぬ精神衛生方面などは殆んど忘却されておるような状態にあります。今回の本法案による実業教育面につきましても、や

はり同様に実面としてしましては、実業系統の科目と普通教科の科目が離居しております。一つの学校で離居しておりますために、そこにいろいろのトラブルや障礙を来しておることは本當に困つたことだと考えておるのです。設備についても最も貧弱なのは実業教育方面の問題であります。こういうふうな考へて参りますと、本国会で問題となつておるところの本法案は、単に一つ／＼を抜き出してこれを解決する、こういうふうな立場に立つたのでは所期の法案の目的は達成できない。これはやはり義務教育も、幼児の教育も特殊教育も、実業教育も全部総合的な立場に立つてそうしてこれを解決しなければ駄目であるといふことを體驗上から申上げたいと思ふのであります。個々の問題の解決策として考えられる点は、先ず実業教育の問題について申上げますならば、一つ設備資金の不足、これは確かに今日最大の急務であります。従ひまして最も大事な実習、実験、こういう方面の完全な実施が不可能であります。なおこういう学校については生産品の処分による設備充當、こういうことが各県とも行われておつたと存じますけれども、私は栃木県ですが、栃木県におきましても過去三カ年独立会計を以て製品によつてできた処分のお金をその学校の設備に当てたのであります。けれども非常にこれは考えそのものはよろしいのですが、これが邪魔をいたしまして、私どもが各学校に補助金を支出する際、この独立会計が僅かな金でも非常な障害を来したのであります。なおこのお金を目当てにして一層設備に充當しようといふような考えから教育の本道

を損ねまして、そうして売上高の競争をやる、こんいふふうな形になつて参つたので、今年度より独立会計を廃止いたしました、一般会計に私の県では改めたのであります。

なお次に経費の問題であります、時代の産業教育を実施する学校は全部本体が県費支出になつております。従ひまして各県によるところの不均衡をこの法案による形で出発する際には、永久にその差を改めることがむづかしいのではないかと申うのであります、私の県では現在文部省案の乙号暫定基準によつて実施しておるのであります。そういう現状です。

次に最大の障礙と思ひます点は、実業学校にはたくさん普通の教師としての養成を受けないいわゆる専門的な助手といふふうなものがたくさんございまして、この助手の待遇の改善、特に私どもを縛つております免許法の改正、こういうものを是非実施して頂きたい。それによつて実習助手の待遇改善などもできるものであります。

それから普通のリベラル・コースの高等学校と、実業系統の高等学校との特異点を申しますと、非常に実業学校は実利的に、そうして教育が事務的になされ勝ちな傾向を持つておるの、これは全一の一つの流れなのであります。この教育といふ場に携わる者は、事務的に実利的に学校を経営し、教育を行つたことにつきましては、私も全国的に教育委員は非常にこれに不満を持つておるものであります、私もといひましたは是非とも有能な完全な産業人の育成といふふうな持つて行きたいのであります。

以上のような見解から本法案を見ま

すると、次のような点が欠陥があるのではないかと思ふのであります。即ち法の体系を非常に紊れております。私が考えて見ますのに、やはり折角簡素化され、そして従来の複雑多岐な教育体系をここで整理したものを再びこの産業教育法案によつて紊れてしまふ、是非ともこの教育の体系を紊さないようにしていただきたい、こう思ふのであります。

次に先ほど申しましたが、財政の問題は是非はつきりと国庫負担によるということを示して頂きたい。それから行政面について申し上げますと、人事行政がこれでは行えない。私もがお預りしても、こんな形で過脱したものゝをここに持込まれたのでは、現場にあつて私どもは教員を任免、転用することが不可能になります。例を申し上げます。農業の高等学校に例をとります。農業の高等学校に例をとります。でも、或る学校にはリベラル・コースを踏んだ教員、いわゆる国語、数学、社会といふような一般の教員と、それから実務的な農業専門の教員と、両方が合はさつて一つの農業高等学校を形成するのであります。その際に若しこの法案のごとき特別な待遇とか何かを若しも行ふとすれば、その実務的な教員はよろしいとしても、普通科担当の教員をどのようにして人事交流やら何かを行ふか。甚だむづかしいのではないかと。

次に委員会と審議会との関係でございますが、これもいろいろ問題があると思ふのであります。従いまして私はこのような欠陥があるところの法案にはこのままでは賛成がしかなるのではありません。私は正しい産業教育振興のために、本委員会に積極的にお願ひし、

力説したいと思ふ点を以下申上げたいと思ふのであります。

第一点は、一般教育の振興がなくては産業教育の振興はない。分離した産業教育の振興などということはおおよそ不可能である。私の県で、昨年小学校、中学校の児童生徒について、実態調査を行いましたところ、三十七万の児童生徒の中で、二万五千名近い一カ月以上の連日欠席児童がござります。この二万名に近い欠席児童は殆んどが家庭の貧困、いろいろ学用品などの不揃い、給食費の不払い、こういう問題から来ておるのであります。こういう実態の上に如何に満足した産業教育だけを取上げて振興しようとしても、それは不可能に近いのではないかと、こう思ふのであります。

第二点としましては、教育財政の確立をこの法案によりお願い申し上げます。大部分を国庫負担にして頂きたい。現在は教育費が平衡交付金の枠内によつて支給されておりますけれども、若しこの平衡交付金制度が改変でき得ないとするならば、これが補助の枠が平衡交付金の中にあるのか外にあるのか、この法案ではちよつと見当がつかない。今日地方財政は非常に逼迫しております。地方財政の改革によりまして、乏しい税源は殆んど国と市町村とにしばり取られて、私どものお預りする県の財政といふものは全くみじめなものです。そのみじめな財源に頼つておるところの今日の産業教育、産業教育といふようなものが、なおこの不明確な補助金制度などによつたのでは到底目的が達成できない。この点をはつきりと一つ法案で議つて頂きたい。こう考へるのであります。

細かい点でござりますけれども、この法案に盛り込まれた審議会の性格について考へて見ますと、十三條に地方審議会を国庫より補助を受ける都道府県は置かなければならない。それ以外のもの、補助を受けないものは置かなくてもいい、こういうふうな置かれておりますが、これは補助をもらうために審議会を置いて調査研究をさせるのか、産業教育を振興させるために審議会を置くのか、ちよつと見当がつかないものであります。若しも振興させるといたしまして、その補助を受くべき条件が満たされたら審議会というものは要らない。暫定的な性格を持つものか。この辺が非常に不明確ではないかと、こういうふうな思ひます。

なお諮問に關しましては、教育委員会と設置者である知事側との同等の立場に立つて諮問するようになつておりますけれども、産業教育の責任をどちらに負わせる気になつておるのか。この点も不明確であります。なお最後に、特別会計の問題がここに取上げられておりますけれども、先ほども申し上げましたように、学校は飽くまでも工場化させないために、そうして生産競争をさせるだけの一つの手段とするようなこの生産品処分の考え方は、折角今日新しくこの学制改革によつてやや軌道に乗りつつあるこの産業教育の体系を再び元に戻すような危険性が含まれておるもので、この点を是非とも是正して頂きたい。それから産業教育に従事する者についての特期待遇が考慮されておりますが、これは誠に結構で双手を挙げて賛成申し上げますけれども、ここにありませんように、特別に月給を余分に出すと

か何とかいふような、或いは教員養成機関を別個に持つとかいふようなことではなくて、私どもの考へております特別待遇といふのは、十分な教官の研究室を持たせ、或いは十分な研究の時間を持たせ、或いは有能な教員を雇うために今日縛つておるところの免許法を改正して、前歴計算の体制を十分に行う、こういう形でこの待遇改善を考へて頂きたい。待遇改善といつてもただ単にお金をたくさん支払うといふようなものでなくて、時間とか設備とか、そういう方面での十分な待遇をお考へ願ひたい、こう思ふのであります。

なお私どもの県におきましても、事務局より委員会がこの法案の過程についての説明を伺いましたが、この経過については甚だ遺憾であつた。我々委員会としては純真な本法案が教育法案である限り、その過程に甚だ不満なものを持つ。若しもこういうことが今後行われると云ふことになるならば、教育はこの面から崩される、こういうふうな考へますので、十分御吟味願ひまして、只今申上げたような点を是非とも改正をお願いいたして、その上に立つてこの法案の成立を自分といたしましては賛成するものであります。以上のような点を十分改正されない場合には、残念ながらかくのごときものは委員会としては甚だ困つた存在であると率直に申し上げます。

○委員長(堀越徳郎君) 次に栃木大学工学部長都崎雅之助君にお願いいたします。○参事人(都崎雅之助君) 都崎であります。私今まで文部省の職業教育及び職業指導審議会の委員をやつております

した。その観点から今回出ております産業教育法というものにつきまして、私の意見を申上げたと思ふのであります。

この産業教育法というものを一通り見ますと、三章から成つております。第一章は總則であり、第二章は審議会のことであり、第三章は補助の問題、こういうふうになつております。法案をちよつと見ましたときに産業教育法とありますので、現在学校教育法がある、それに対して産業教育法をなぜ別個にしなければならぬかという気が起るのです。この内容をよく見まして、又我々のやつております職業教育及び職業指導審議会でも論じておりますことを考へ合せまして、この産業教育法はかくのごとく解釈すべきものと、こゝ私に思つております。それは大体産業教育と申しますが、私どもは産業教育、或いは単に職業教育と申しておりますが、設備の充たなくしてその立派な教育は行ひ得ない。これは私はあとからそれ、専門のかたがお話になることと思ふのであります。その設備充たのために困から特に金を出してこれを補助しよう、その補助といふことに非常に重きを置いた。又もう一つは産業教育には産業教育の特殊なものがある。その特殊なものを学校教育法の中に収めることは不適当である。従つて要するに国庫補助と申しますか、それを中心とした法案であります。学校教育法に對する補助法である、こゝ私は解釈いたしておるのであります。そういう意味におきまして私がこれから申し上げますことは、私自身自身の解釈をかように解釈いたしてお

るといふことを申上げるのでありまして、若しそれが私の解釈以外のものでもありましたら、そのときに又伺つて参りたいと存じます。そういう意味におきまして、この法の体系としましては、私はこれは飽くまでも学校教育法の補助法としてできておるものである、それを作る必要があるかどうかという事になりますと、これは私はどうしても作るべきものである。これからお話ししますように、学問が地に立つような人になるにはどうしても設備が必要であります。ただ口先だけで教えるのでは教育は完成しないのであります。そういう意味におきまして、こういう形の法案はどうしても必要である、かように存じます。それから三章に分れておりますので、あらつぽく各章について所見を申し上げます。

第一章は総則であります。目的と定義と国の任務が出ております。目的については、これは文章の書き方もあり、解釈の仕方はいろ／＼ありまして、うが、ともかく教育を受ける者は世の中へ出て働くのであります。その産業に寄与するように、それに正しい理解を持ち、正しい指導を受けて出る。こういう教育は非常に必要であると存ずるのであります。問題になりますのは二條と三條、特に三條であります。が、先ず二條ではこの産業教育法で取扱われるところの範圍を入れておきます。これを見ますとおおむね中学校と高等学校における教育が主になつておるようであります。各種学校のごときは入つておりません。私は産業教育を

振興させるならばすべての教育に及ぼすべきものと思ふのでありますけれども、これは結局費用の国庫補助の問題である。先ず何を優先すべきであるか、順序の關係で先ずこれが取上げられたものと思ふのであります。若し国の財政が許しますならば、今後国においてこれを補助する、或いは別個の法律においてもつ／＼教育の對象を拡張すべきものと考えるのであります。法案の立案せられたものは、先ず中学校、高等学校における教育の振興、それに補助をするというのであります。先ず一応はこれで以て満足すべきものではないか、結局日本の国の実力、経済力に關係することでありまして、なお私はこの第二條におきまして、要するに職業教育をやるんだというところを書いておるのであります。この中には職業指導ということを含んでおる中学校、或いは将来置かれるであろう高等学校における職業指導といふものを含んでおるということとを解釈して、それは二條、三條或いは十八條の關係において、十八條に「職業指導」といふ言葉を添へておきます。職業指導に對しては國の補助を出すというところを添へておきます。私はこの二條の教育の範圍の中には職業指導を相當に利用してそれを考えておるのである、こう解釈しておるのであります。

第三條は、これはこの法案のできさす一番大きな狙いの一つであります。要するに産業教育についての総合的な計画を立てる、これは私は前々考えておりますことで、単に行き当たりばつたりに、或いは地区的に産業が興つたのでは困る、勿論地方には地方

的な事情があるのであります。が、國は國として一國の産業を考へる。それに對する産業教育の総合計画を持つて然るべきものであります。この産業総合計画、それに伴う教育の総合計画を立てるというところは、これは最も必要なことであります。問題になりますのは二、三の援助をすること、これはアメリカのミス、ヒューズ法によれば、補助の對象は人件費に及ぼさず、全部のおおむね物件費に使つておきます。物件費を主として對象としたしておるのであります。これは國柄の相違でもありまして、先ず日本の國としては現在のところではい／＼な事情がある。施設、或いは設備などの拡充が先ず必要なものと存じます。この点は私は狙いはよろしいのじやないかと思ひます。それから四番目の教員の養成、これははおおむね大学教育に關係して參るのであります。産業教育に關する現在の我が國の教員の養成計画といふものはまだ十分でないものであります。私はこの四号には特に今後力を入れて頂きたいと存ずるのであります。五番目につきましては、産業教育とのコオペレーションであります。が、これは産業界とのコオペレーションのみならず、学校と学校同志のコオペレーション、或いは中学校、高等学校のコオペレーションといふように、如何なるものであらうとその關係のありますところのものはお互いに協力をやつて行く、コオペレーションをやつて行くといふのは当然であります。今までの日本の教育はともすれば学校は学校、社会は社会というやうなことで、学校から出て来るものは社会で役に立たないといふのであります。

この点特に今後気を付けるべきであります。結局は学校の教育といふものは社会に出て行くおおむね職業人を作るのであります。昔のように学校を出てただ教養だけあつて案に暮すといふことは許さるべきものではないのであります。なんらかの技能を持ち世の中に於て働かなければならぬ、世の中で働くための役に立つ人々を作るのであります。それに産業界、或いはもつと広く言つて結局一般社会との接觸、お互いの協力は最も必要なものであります。

それから第五條について私の所見を申し上げます。これは問題になるだらうと思ひますが、産業教育に携る教員に對して特別な考慮が払われなければならぬ、私はかゝる考へております。若しこの五條が産業教育に携る人たちの給料を少し余計くれば、歩がよいようにしてくれといふのならこれはとんでもないし、これはかゝるに解釈したくもないし解釈してない。産業教育は実習、実験を主とするものであります。が、実習或いは実験はその他のいふわけのリアル・コースとは体系が違つておりますが、そこに特殊事情がある。その特殊事情に對しては特殊事情に合うやうに個別に考慮が払われなければならぬことは特に断つておらう。たはうがいい。これに關連して或いは教員免許法とかその他の関連法規がこれに準拠しろとは言えないのであります。が、それと關連してその他の関連法規の中にその項目を挙ぐべきものとして考へておきます。第五條の産業教育に従事する教員がよい歩になるというやうな意味であるならば、これは以てのはかであるかと存するのであります。

第二章は審議會關係であります。中央において第三條に掲げた計画を或いは各地方審議會から提出されるものを審議するために審議會を置かなければならぬことはもとより話であります。その内容が書いてあります。これは今後において如何に運用されるかが問題であります。地方審議會については余り問題を感しないのであります。中央産業教育審議會については私はかゝるに考へております。この辺を眺みましても非常にごちゃ／＼しております。このごちゃ／＼しておるのどこから出て来るかといふと、結局現在の地方行政が公立学校につきましては教育委員会にその権限があり、私立学校については知事にその権限がある。その中で、一本で行くものなら公立学校の補助といふことだけを、或いは公立学校だけとの關係であるならば地方産業教育審議會なるものは教育委員会の一委員として作るべきものであるとか、又さうな構想で運用すべきであり、さうに解釈すべきものであると考へます。従ひまして現在のこの法案におきましても、公立学校については地方教育委員会の傘下にその意見で一本で行くべきもの、さうに運用するべきものと解釈してあります。ただ私立学校に對しては財政的援助がありますること、それを教育委員会に持たせることはやつてやれないことはないでありますが、相當関連の法規その他においては厄介のものであります。そこでこれは知事にそのままにしておくのであるが、地方産業教育審議會は教育委員会に指導性をとらせて、そこで人を入選して地方の了解を得て、地方との

相談において産業教育の地方審議会を作る、従つて私立の学校に対しては地方教育審議会が知事の権限の下にその指示によつて動く、即ち地方審議会は教育委員会と知事とのダブル・コントロール、おのおのその所管がある。公立学校については厳として教育委員会がこれを運用すべきものである、こう私は考えております。なお委員の任命その他につきましてはすべて教育委員会に指導性をとらせておるようであります。その点私のように解釈いたしましたとしても別に差支へはないんじゃないかと思うのであります。私はこの第二章の審議会はさうに考えております。

それからその次の財政的援助、第三章であります、これにつきましては、私若し許されるならば、幾ら／＼の金を毎年国庫から補助するということを書いてもらえば有難いのであります、それは現在のように動いております県或いは国の財政というようなことから考えてこれができないのであればいたし方ない、この基準をきめてこの予算の範囲内においてやつてもらう、予算の範囲内において補助をいたすよりいたし方がないと思うのであります。その運用につきましては相当この審議会の活動に待つことが多い、かように存するのであります。特にさつきも申上げましたが、その十八條でこれが高等学校、中学校を大体対象にしてゐる、なお又産業教員の養成をする大学教育というものをその対象に考えてゐる、それともう一つ十八條にありますが職業指導のための施設ということを書いてあります。これは現在中学校校に職業家庭科というものがあ

す。それを対象に書かれたものと存するのではありませんが、現在我々日本の今までの教育というものはいい健康な社会人を作ると言っております。その社会人というものは広い意味で考へておるでありましようが、もつと具体的に考へますならば、教育の目的というものは各個人の性能を立派に伸ばし合ふ、同時に立派な社会人たることが必要であるが、それと相並んで経済能力を持つた子供を世の中に送り出してやる必要があるのであります。中学校を卒出、その六割或いは七割のものがそのまま世の中に出ております。或いは高等学校を出ましてもその大半のものは世の中に出るのであります。それに對しては現在のいわゆる実業學校にあらざる普通課程の高等學校、或いは中等學校は殆んど何らの職業に對する指導なしに出て行く、できるならばこれを指導し、或る程度の技能を持たすならば最もよろしいのであります。少くとも適當な職業指導をし、社会人となる経済能力を持つて人を作つてやること、が義務教育において最も必要である。高等學校においても十分考へてやらなければならぬ問題であると思ふのであります。この点につきましても十八條に謳つておるわけでありまして、特にこの点を今後十分算置の措置がとらるべきで、とられなければならないと考へておるのであります。

以上のようなわけで一章、二章、三章は大体できておるんですが、最後に持つて行つて、最後と申しますか、短期の産業教育ができておりますが、これは勿論勤労青少年に対する教育でありまして、これが必要なのは勿論と

の項目は甚だ結構なものと存じております。

以上三章についてあらまし私の所見を申上げたのでありますが、個々について申しますならば、まだ足りないと思いますところがあるので。産業教育というものがたく金がかかる、その金がかかるためにどうしても遅れ勝ちであつたために、ここでこの法案ができ、それに国庫の補助ができますならば今後これが種になつて伸びて行つてくれるものではないかと存ずるのであります。丁度今から三十四年前アメリカでスミス・ヒューズ法が出ましたときに、あれは非常に制限がやかましいのでありますが、一人の議員の反対だけで法案が通りました。その後四十四年間非常にこれが榮えて、その追加の法律がたくさん出て参つておるのであります。どうか私はこの法案がみのりまして、日本の産業振興の礎石となれば非常に結構なことであると存ずるのであります。私のお話は終ります。

○委員長(堀越二郎君) それでは次に東京第五商高校長石田さんをお願いします。

○参事人(石田壯吉君) 第五商業高等学校の石田でございます。私は現場のおはうを代表してというような意味でお招きを頂いたものと考えるのでありますが、なお商業の先輩の先生もお出でになりますので、成るべく重複を避けるため、又個々の問題につきましては、大体只今各條に亘りまして都崎先生から御説明がありましたような点は私同感でありますので、極く総論的なことを申上げて、あとは一つずつにつきましては、御質問の機会に申上げたいと存じます。

新らしいこの教育制度の基本的な性格は何と申ししても、教育の機会を等しく国民の大衆に与える、こういう点であると考えます。この教育の機会均等の原則を確立するためには、只今申しましたようにただ多数の者を学校に入學せしめる、或るべく高い程度の学校に入學せしめるということでは足りないものでありまして、同時にその教育内容なり、教育方法といったようなものにつきましても、でき得る限り生徒の関心とか或いは将来の希望とか、或いは又社会の要求というようなものに合致するように制度を作つて行かなければならないと考えるのであります。勿論この新しい六三制度はそういういた形において出発をいたしたことは当然でありますけれども、併しながらその現状を實際見ておりますと、いろいろの点に欠陥があります。併しなからずくその中で大きな欠陥と私の考えますのは、中学校卒業生の六五％、それから更に高等学校へ上つた生徒の同じく六五％、或いは七〇％に近いと思うのであります。それらの生徒が直ちにこれらの学校を卒業してすぐに職業に就く、こういうた状態にありますことは文部省その他の統計で明らかなのであります。その職業に関するところの教育というやうなものが、極めて不完全である、これはもう先ほど来たななからも御指摘があつた通りでありまして、極めて不完全なる教育が行われております。なぜそれじややういふやうな不完全な教育が行われておるかといつたやうな原因につきましてはいろいろ／＼あるやうに思ひます。例えば一般的に世間の関心が産業教育というやうなものについて高まつておらんと

うようなことも考えられますが、何と申しまして直接の原因は、これは産業教育に関する施設が不十分である、こういう点と、それからその教員組織が貧困である、こういう点と、又我々自身反省しなければならぬ点でございませうけれども、その教育の内容なり、方法なりに多少の欠陥があるのではなないか、こういうふうに考えております。そこでどうしてもこれらの欠陥を除いて、そうして本当に立派な産業人を世に送る、こういうためには職業教育に関する設備を充実し、又教員組織を完備ならしめるような制度を作り上げなければならぬのであります。これは私は五十年間職業教育の振興、或いは七十年と言つてもいいかも知れませんが、叫ばれながら今日こういうような状態にありますことを見れば、どうしても法律の力によつてこれらの欠陥を排除して、真に役立つことができる産業人を育成して行くようにしなければならぬのじやないかというように考える次第であります。この法律をみますと、そういう点におきまして、特にこの日本の現状に鑑みて、産業教育の施設について大幅な国庫の補助をするというような規定を中心としたとして、且つこれに関連いたしますところのいろ／＼な規定が載つております。特に只今申上げました欠陥の底を貫いて流れておるところの一つの大きな問題といたしましては、第三條の第一号にございます産業教育の振興に関する総合計画の樹立ということ、これは今までこういうことがなかつたために以上述べるような欠陥が起つて参りまして、産業教育が振われない原因をかもし出したんだとこう考えますので、

こに省略させて頂きますが、従来実業教育の振興のために如何に多く叫ばれておりましたか、又如何に多くの陳情や或いは建議、決議等が行われて来たことでありましょうか。私工業教育に従事すること三十幾年、実にその間毎年毎年限り返されておつたのであります。而もその期待は殆ど満足されておりません。かくのごとくして遂に今日に立ち至つたわけですが、その実情は如何であります。真に見る人をして見せしめるならば誠に寒心に堪えんものがあります。国民の期待するところの立派な職業教育、或いは責任ある職業教育などとはけだし縁の遠いものであると思わざるを得ないのであります。なおこの点については後刻附け足しておきたいと思うのでありますが、その次には從來から実業教育費が、予算は昨年度においてゼロになつております。私はこの国庫補助は是非復活してもらいたいと考えております。併しながらこの法律は今日の事態に即しない点があるとも思いまするので、改める必要がありましよう。なおこの国庫補助法と関連いたしまして種々の問題もありますし、又学校教職育法、社会教育法等を補足するものとして単行法として制定することが極めて当を得た望ましいものであると私は考えるのであります。

なおここに一言附加えておきたいと思ふことは、昨年米国の第二回教育使節団が参つたのでありましたが、その際に職業教育について報告いたされました。その中に一般の教育は改善されれば点が多々あつて誠に喜ばしいのであるますが、職業教育は頗る不振であ

る。でこれについては文部省の努力も足らなかつたやないか、或いは又関係筋の指導も足らなかつたのではなからうか、今この職業教育の振興を図るとするならば、職業教育法とも言うべきその法的根拠を以て進めることが極めて必要であると考えるところに報告されておるのであります。以上この四点が法律を制定することに就いて賛意を表した理由であります。

第二の理由として申しましたところの法律の内容についてであります。これは全面的に賛成するものであります。併しながらここに時間の関係もありまして二、三について申し上げたいと思ふのであります。第一番目に設備に關する国庫の補助、これは絶対に必要であると考えるのであります。このことについては喋々申し上げるまでもなく、前のかた／＼からお話がありましたので、重複するようでありますけれども、この一事でもこれは誠に深刻な問題でありますので、而も急を要する問題でありますので、この一事なりとも十分なる御認識を頂いてこの法案が可決されることを私は希望するにあえて申し上げるのであります。産業教育において実験、実習は殆んど生命であるといふことはこれ又申すまでもないことではあります。で殊に高等学校における理科の教育といふものは主として現場の作業を直接担当するものの教育であります。作業に対するところの能力は直ちに彼らの又生命でもあると同時に、その国の例えは工業なら工業の工業力に重大なる影響を与えるものであります。これは工場の現場においてよく御覧になりますれば、誠に数字の上に驚くべき結果として現れるの

であります。殊に我が国のごとくこの九〇％以上が中小工業である。広義に言いますれば中小工業であるといふことを思うときに、この点は特に重視されなければなりません。なお実習の重要性について申し上げたいことは多々にありますが、かように重要な実験、実習のための設備といふものは誠にきつめな状態にあるのであります。それに学校の設備は荒廃してすでに時代に即していません。或いは戦災学校の復興は未だにできておりません。一台の機械に数人の生徒がそれを取まいて、そうして実習を行なつておるといふような有様であります。而もその実習費といふものは彼らの父兄から出したところの費用によつて実習が行われておるといふような状況であります。かようにいたしますれば実習の能率の上らないことはこれは言うまでもありませんが、我々この工業人の育成に当りましては、この実験、実習を通して或いは仕事を通して本當の工業人、真に生きた工業人の教育をやりたいと思つておるのであります。諸々のこうした教育的な効果は期待すべくもないという、実にこの職業教育の存亡に実質的にはかかる問題であるとも考えるのであります。なお私は学校の設備といふものは単に生徒だけを対象としてはいかんとおもう。特に地方の工業学校等におきましては、地方の工業の発展のために寄与するところがなければならぬ、これは日本の実情に照して最も注意すべき事柄である。それから又都会におきましても、中小工業を指導するところの役目を果たすべきである。かようにいたしますときに、工業学校の設備という

ものは我が国産業教育の発展に極めて重要な役割を務めるものと考えるのであります。又務めなければならぬと思ふのであります。かようにして設備は充実したいのであります。併しながら現状は前に申し上げた通りであります。これを地方の財政のみにゆだねることは到底これは困難なことではあります。必ず是非この国庫補助の法を制定されまして、そうしてこの設備の充実を図つて頂くことが望ましいと思ふゆゑであるのであります。

次には私は中央並びに地方の審議会について意見を申し上げたいと思ふのであります。産業は申すまでもなく結局各地々々において行われておるのであります。併しながらその土地に格から見ますときに、単にその土地にとどまることなく、その中心であるその地方、更に国、更に國際的にも緊密な繋りを有するものであります。その計画に當りましては、広い視野に立つて計画を立て、判断を下すことが絶対に必要であるのであります。単に一地方の偏見や独断に陥るようなことがあつてはならないと思ふのであります。かような意味におきましても、中央及び地方の審議会が必要であります。又この国庫補助が行われるということになりまして、その適正化を十分に期さなければならぬ、かような意味におきましても必要である。又委員の各メンバーを通して、各界との連絡を緊密にして行くといふような期待もかけられることでありましようから、極めてこの中央審議会並びに地方審議会のこの必要といふものは重大

なものと考えます。なおその任命或いはその権限等につきましても、これは極めて妥當であるだけ、私は一言その意見を述べておきたいと思ふのであります。更に教師に關する問題であるとか、教科書に關する事項等、いずれも必要且つ適切な條項と思ふのであります。

私は最後に、第四條の実験、実習より生ずる収益に關する條項について述べたいと思ふのであります。これははやとすると、この世間から妙な見方をされるのであります。私はそのために是非これは一言触れたいと思ふところであるのであります。これは収益……工業の場合について考えて見ますならば、実験、実習より収益を上げるというところは極めて困難なことであります。併しながら若し収益が生ずることがありましたならば、これはこの第四條にあることによつて工業教育の効果を向上する上に極めて有意義であると思ふのであります。これについてもたゞさんの申上げることがありますけれども、要するに実験といふものはすべて役立つものを作らなければならぬ。で職業教育における技術といふものはその経済的技術でなければならぬ。又工業であるならば物を作ることである。物を作ることを喜びを満足させるためにはどうしても有用な物を作るということが必要であるのであります。ここからいわけると工業人としての諸々の必要なるこの教育が行われておるのであります。私はこの教育の効果を非常に期待してあるのであります。従つてこの條項はそれらに有意義なる生産的実習を奨励するに

役立つものと存じて賛成するあります。

大体私の申し上げたいことは以上を以て終りますが、まあ現場にある者といひましては、恐らく異口同音に賛成させることと思ふのであります。この法案が制定されれば、その教育の職にある者に対する非常な激勵になり、且つ社会はこの教育を信頼して生活の確立、会社の安定、産業の振興といふものは期して待つべきものがある。私はかように考えまして、この法案は皆様の御努力によりまして、可決せられることを私は希望するものにあります。以上。

○委員長(堀江俊郎君) 午前中もう一人……都立園芸高等学校長の山本さんにお願ひします。

○参考人(山本佳男君) 都立園芸高等学校の山本でございます。

私は我が国農業より農業者の学校のことに對して意見を申し上げます。新教育制度が実施されてから三年余を経過して、一応はその外郭は整えられましたのであります。具体的な内容については更に一層の研究と努力とが要望せられており、特に教育目標への実施方法におきましては、一般的教養の点については画期的刷新が行われ、進歩改善が顯著であるのであります。が、職業的教養に關しましては、一段と低調であることに注目せられまして、職業教育の世論が高まりつつあるような現状は、日本再建の前途誠に憂慮に堪えないと考える次第であります。年々新制中学を卒業するものはおよそ百七十万を数えます。そのうち百万余は直ちに実務に従事し、新制高校に進学するものも卒業後はその七割近

いものか実業に従事するという現実からも、職業教育を更に考慮しなければならぬことは言うまでもないと存じます。全国の農、工、商、水産の各学
校長協会、同教員の研究集会、或いは
全国実業教育協会、実業教育振興中央
会を初めといたしまして、各団体や朝
日、読売、日本教育新聞、そうした各
紙が陳情とか声明或いは社説などで世
論喚起に努めて来たのは、真に国民の

培、飼育の技術や経営の方法においても大方親譲りを固執する者が多く、時代の進歩に即応することは遅々たるものであります。国土の縮小せられた今日、自給自足の域に達するのにも、又一定面積より有価値の生産をして輸出農業に進出して行くのにも、先ず農業経営や生産技術に巧みな有為の人材を多く養成することが目下の急務と存じます。

ないのであります。農家の後継者主として長男は年々二十余万を数えられますが、これらの後継者が農業課程を望まず普通課程を志望するのは、如何なる理由にありましようか。昨年の状況は農業課程を了えて農業に従事した者一万八百十六、普通課程を了えて農業に従事した者一万四百六十三という現象を呈しております。高等学校の農業教育は、単独の農業高等学校は百

されたものも甲種に昇格したのも設備その他の充実までは顧みられず今日に及び、これが又新制度の農業高等学校として発足しましたので、校舎にしても施設、設備にしても、組合立、郡当時の面影を残している点からも想像できると思います。校舎の素朴は大いに愛すべきであります。農業課程であるから貧弱な施設でよい、農民だからとて粗悪な衣服を着るを

育を担当する方々の御意見を、或いは教育委員の地方における教育行政を担当せられる方からの御意見を拜聴したのであります。が、幼稚園から大学までを包含する団体として一応日教組という立場から、ここでこの産業教育法に対する意見を申述べたいと思うのであります。

処を切望しているゆゑんであります
 が、我が国全人口の半ばを包容する農
 家及び農業従事者の面からこれを見ま
 すれば、総農家戸数は五百九十万九千
 二百二十七で、事業従事者千七百六十
 五万四千四百九十九名、この一戸当り
 の耕地面積は九反歩弱、その生産量は
 全人口の食糧を充たすことができず、
 年に二割の不足を来たしておる状態で
 あります。アメリカでは一人当り二十
 一人分を生産するのに比しまして、我
 が国では三人分の生産という貧農に過
 ぎないのであります。更に詳しく申上
 げますれば、五反歩以下の農家は二百

動向を推定いたしましたして考察いたしましたれば、農家の子女は全卒業者の過半数を占めております。およそ八十五万、そのうち全日制の上級に進学する者十七万、農業以外の職業に従事する者が十万、残る五十八万は直ちに農業に従事するものであります。年々新たに農業に従事するこれらのものは中学校の職業科において施設も教員組織も不十分の所で職業選択とか職業指導というようなことで野放しにされるのであります。従つて第一に中学校における職業科施設設備の充実と、これに伴う職員組織の改善が急務と存じます。

く点は、職業課程には設備とこれに伴う教員組織が必須條件であるにかかわらずこれら二の点が極めて低調なので、一般の魅力を失ひ、学校数においても生徒数においても、従来卒々拡充されて來た農業教育機関が新制度実施以來漸減の一途を辿りつつあることは誠に遺憾に堪へぬところであります。今ここに施設貧弱の理由を挙げますれば、旧來の農学校は明治二十七年頃までは十余校で、當時經營界の根本を養う実業教育の振興が叫ばれ、二十七年には実業教育費國庫補助法が布かれ、なお簡易農学校の規程もできたので、雨後

又教員の問題についても定數、待遇、資格、養成などありますが、制度の單一化は特殊性まで無視することではないと存じます。この特殊性を無視し、一體教員と同様とするなら職業課程の現実自体を見れば明瞭であります。

なおその他幾多諸問題の改善、充実に即して切望していた際、ここに現実在即したこれら諸問題を解決するに極めて適切な産業教育法案を拜見し、又吟味いたしまして、双手を挙げて賛成いたすと共に、一日も早く立法化されることを熱望してやまぬものであります。

全般の知識水準というものを高めて行きたいということの大きな目的の下に改革がなされたのであります。

それから更にもう一点は教育行政のあり方として、教育が他の政治権力或いは経済界又は曾つての軍国主義時代にありました軍閥等のいわゆる国家権力によりまして支配されない、飽くまでも教育が自主、独立して行かなければならないという面から文部省の権限というものを大幅に縮小いたしました。教育行政の地方分権をやつたわけでもあります。そうして各地方の住民から直接選挙によつて選出されるところまで

四十五万戸、四二万戸を占め、自家消費農家は五〇%、約三百万戸、米十俵以上供出農家は全体の約六百万のうち百七十六万戸という零細化である、而もこれらの農家が失業者人口の約半数を吸収するといふ状態であります。このような経済状態におきましては、子女を高専学校や大学教育まで望むことは困難であると存じます。真に我が国の農業を国本とし、重要視するならば農家の保護政策も考えられましようが、一面農政の振興に待つばかりではないと思料いたしますのであります。未だ農業者は賤

たに、農業として勉勵を怠りておる者の數を減らすために、過去におきましては一万五千余の実業補習學校があり、そのうち一万三千余は農業補習學校でおよそ百万の生徒を擁し、年々三十二、三万の終了生を出してゐたのであります。現在これに代るに定時制及び別科の制度がありますが、施設、教員の面からか、その發達は遅々としております。速かにこれを拡充して就學の機会を与えることが緊要と存じます。

次に高等學校に進學する十七万のうち農業課程に進む者は三万五千に過ぎ

であります。明治三十八年には甲種乙種
の制度が確立し、当時は甲種六十四
乙種四十四であつたのでありますが、
大正九年には甲種九十六、乙種二百十
六という傾向で、この乙種の数の多い
のは、一度に地方の要望を満すことが
できないので、先ず組合立とが、郡立と
して簡易なものを設置し、これを足場
に県に移管しようという手段を取つた
と考えられます。大正十年より甲種に
昇格の傾向が見え、甲種百十五、乙種
二百四、これが昭和九年には甲種二百
四十六、乙種九十四、これら県に移管

ことといたしました。これで終ります。
 ○委員長(堀越儀郎君) それでは休憩
 いたします。
 午後零時二十八分休憩
 午後一時五十一分開会
 ○委員長(堀越儀郎君) それでは午前
 に引き続き参考人のかたの御意見を承わ
 ることにいたします。横枝さんどう
 ぞ。
 ○参考人(横枝元文君) 午前中にいろ
 いろな、特に学校において直接職業教

に当らした、こういう二つの大きな教育面におきますところの改革がなされて以来ここに五カ年間、その突進を痛めて来たわけでありますが、その経過から見まして、今日我々が最もこれらものについて反省し、又矛盾点、或いは欠陥というものを指摘いたしました際に、いろ／＼な欠陥なり或いは矛盾点も出て来ておるわけがあります。こういう面につきまして、やはり新學制制度というものの内容なり、そうしたものについての大幅な検討といふものをやつて行かなければならんといふ

ことは考えられるのでありますが、特にこうした諸欠陥というものが一体いずれのどこにあるのか、その原因がどこにあるのかというところを探究いたしました際に、先ほど栃木県教育委員の方がおつしやつておられました、やはり私もその大きな原因というものは、教育財政の貧困というところにあるのではないかと思ふのであります。これは勿論論理的な面或いは人的な面、質的な面、いろいろ面から探究されなければなりません、特に教育財政の貧困というところが根本原因となつて、これはこの産業教育のみならず、一般普通の義務教育、又幼児教育或いは特殊教育、すべての教育に亘つて多少の差はあろうとも、殆んど同じようによの教育の面においても、財政面の欠陥からしてその施設なり設備というものが非常に荒廃しておるといふことは言えると思ふのであります。その一例をとりますれば、例えば新学制制度の一環として特に叫ばれて来ましたが六法制の建築を見ても、この義務教育の建築というものが年々やつては来ております、昨年の七月の文部省調査によりまして、まだ百十幾万坪の建築が必要である。これに要する経費というものは少くとも百九十億といふものが組まなければならないにもかかわらず、これに対して僅かに四十三億の予算が計上されてあるのみであつて、又これを以て六三三建築費は打ち切りだといふことまでも称せられておる。又これは先般の三十八回の教育刷新審議会の議会で建議されたことでもあります、そこで出された問題では、特に義務教育の面ですでに建築されておる校舎の中で復旧を要するもの、非

常に危険なもので復旧を要するものとして、坪数で約百九十万坪のものがあつて、従つてこうした一端を義務教育の面のみにとつて見ても、ここに校舎そのものが無いといふために二部授業或いは三部授業をやつておるといふことも現にあるのであります。これはもう一端を見ても、結局義務教育或いは幼児教育、又特殊教育或いは実業教育、すべてに亘つてこういふ教育財政の貧困からして施設なり設備の未完成、或いは未完備といふものがなされておる。又今一面は、教育員の問題であります、教師のやほり不足、これは教師になり手が少いといふよりも、むしろ教育者といふものの不足はやはりこの教育財政の面から来ておる、と申しますのは具体的に言いますと、例えばアメリカの教育なんかを見ても、聞くところによりまして、大体三十人乃至三十五人という学級の生徒を受持つて先生が教育しておる。ところが日本の教育にあつては小学校などもまだ六十人なり或いは七十人の学級を抱えておるといふ実情があり、そういうことはすでに経済的から来る人的な面で十分なる個性の伸展といふことがなされないといふことが言えるわけであり、特に一昨年は義務教育の国庫負担法といふものが廃止されました、更に昨年来文部省の特に叫んでおります標準義務教育費の制定につきましても、未だ何ら成立の方途といふものが見出されてないといふやうな実情にあるわけであり、従つてこうした一例をとつて見ても、教育財政の貧困というやうな面からただ単に産業教育のみな

らず、一般の義務教育を主眼とするところの国民全般の教育というものが非常に荒廃に瀕しておる。従つてこの際に考えるべきことは、この産業教育のみのことを持出して行くのではなくして、飽くまでも全般的な教育の視野に立つて、産業教育奨励、振興といふことも考えられなければならないと思ふのであります。そういう観点から申しますならば、ここに産業教育法として出されたけれども、他のものに對して一般的な問題から見た場合に、そういうものに目を凝つて、ここにこれの目をもち出すといふことは賛成し難いわけであり、ただそれは申しまして、決して私は一般教育或いは義務教育が疎かになつておるから産業教育の復興にやるべきではないといふのではないのであります、飽くまでも職業教育についてもこの振興といふものは当然國つて行かなければならない。互持にいろいろな教育が荒廃に瀕しておる中にあつて、終戦以來特にこの職業教育の面が特別な陥没地帯になつておるのではないかと、いふことも又論を待たないと思ふのであります。従つてそういうことから考え併せて行きました際には、やはり国民全般の教育のレベルを上げる、そうして義務教育を中心としたところの教育施設に對し、教育の充実をやるという視野に立つての産業教育の振興といふ面にこそまでも考へ持つて行つてもらなければならぬ。そこで特別に職業教育の面が陥没しておるというやうな面について、何とか応急の措置をやらなければならぬといふ場合に、この一つの職業教育法といふものが考えられ、この振興に關する法律といふものが考えられるとい

うことは私も一応考えるのであります、ただそうした場合に、現在の出されております法案をめぐつて見ますと、これに對する一つ々の條項を玩味しましたときに、このまゝの法案では果して産業教育の振興になるかどうかといふ点にかなりの疑わしい面があるのではないかと、そこで少くとも私は職業教育の振興といふ建前から申しますならば、次に申上げます五點について必ず考へて行かなければならぬ、留意をして行かなければならぬ。その一つは勤勞に對する正しい信念を確立するといふことであります。職業教育を通じて生徒、児童、若しくは國民一般にまで勤勞に對する正しい信念を確立して行く、それには曾つて日本が世界の市場におきまして受けた非難、と申しますと、非常に劣悪な労働條件の下に低賃金に抑えられながらも献身的な、而も盲目的に奉仕するといふ精神、こうした一つの勤勞観、こういふふうなものを拭拭いたしまして、どこまでも正しい勤勞の精神といふものを養つて行かなければならぬ。ところが現に未だ現在の職業教育の面を通じてしても十分そうした今申上げましたやうな献身的な、盲目的な奉仕するといふ一つの勤勞観といふものが未だ拭拭されてない。それは例へば一九五〇年度の英國の労働組合會議であります、六百二十万を擁するこの會議の年次大会におきまして、日本の労働者に対する低賃金という問題がわざ／＼提議されて討議されておるといふ点を見て、世界的に見て日本の労働、勤勞といふものに対する正しい評価がなされてないのではないかと、いふことが窺えるわけであり、今一つは教

育といふものをどこまでも生産事業的に考へてはならない。これは勿論こういふことは無いと思ひますけれども、特にこの教育といふものはその効果を焦つてはならない。この場合に産業教育あたりでその効果を焦るの余り明日の日の生産を増すとか、或いは明日の日の貯蓄を増すといふやうな考えの下にこの産業教育法が立案されるという工合になりましては、一つのそうした企業的な、打算的な考え方からこの法律が出されるということになります、ならば、これは勤勞に對する正しい信念が助長されるといふことは望めないのみか、むしろ学校を工場化して行き、前の徒弟的な勤勞教育といふものに隨して行く虞れがあるのではないかといふ点から、飽くまでも教育といふものは企業的に、或いは生産事業的な考え方では論じられてはならないといふことを特に強調したいわけであり、従つて勤勞に對する正しい信念といふものは飽くまでも専門的、或いは技術的な面からこれを探究するのでなく、どこまでも社会生活の総合的見地から把握して行かなければならぬといふことを特に申上げたわけであり、それから二番目の問題といたしまして、日本の教育体系としては特に教育基本法が教育の憲法とも言うべき法律としてあり、その下に学校教育法、社会教育法といふ二つの枝が出ております。この際にこの産業教育法といふものの位置するところは一体どこであるか。先ほど申したか申されておりましたが、産業教育法といふのは名前にはちよつとどうかと思ふが、内容については学校教育法の補助法であるといふやうなこ

昭和二十六年五月十五日

昭和二十六年五月十五日

1

るの義務と責任がある。なお教育基本法にも平和的な社会人を育成して行くということが載っているにもかかわらず、こういう観点から考えますならば、一條の目的の中へ持つて行つて、はつきりと平和産業に寄与するという文句を入れることによつて、これは今の問題は解消するのではないかと思ふのであります。

そういう以上いろいろの問題について述べましたが、なお一條々々、或いは一項々々につきましても問題はあつておられますけれども、又御質問がありましたらそれにお答えするといたしまして、要するに總括的に申し上げますならば、今申しましたように、現法案には幾多の問題点が含まれていて、どこまでもこの法律を単独法として、これのみに重点を指向して、これだけを個別に考へて立法するということには賛成できないのであります。教育の全般の視野に立つて、どこまでも国民の資質向上、国民全般の向上という点に立脚して、その中の一環としての職業教育振興というように把握して行かなければならぬ。こう考へるわけでございます。なお洩れた点がありましたら、後はど御質問によつて補足説明をさして頂きたいと思ひます。

○委員長(堀越二郎君) それでは次に全国洋裁学校協会連合会長松野さんにお願ひいたします。

○参考人(松野喜内君) 私はこの法案に対して、次の理由によつて先づ概論的に賛意を表するものであります。第一、この法案は地方の事情に明るい議員各位が共同の提案をなされたこと、いわば国民の世論を結集してお出

し頂く法律である。その狙ひの趣旨は、この意味において私は第一賛意を表したいという気持ちであります。

第二には戦災を受けた六年の義務教育、これは復旧することすら誠に容易でないと思つたのに、更に我が国はこれを九年の義務制に新教育をやつて来た。実に有史以来のことであり、新制中学の建設には各地とも血みどろの思いをして決行してあることと思ふのであります。敗戦国がよくこままでやつたものだと思つておられません。一応は整いつつある次第であります。併し諸先生方のおつしやる通り、この六三制の完成までには実になみなみならん格段の努力、経費、財政の裏付とを要することでありましょう。

この六三制の完成は国民挙つて努力をしなければならぬと思ひます。併し又一方これが完成をする上に間接的に役立つ意味から言つても、産業教育、職業教育に思いをいたさなければならぬ。思ふに教育と経済、経済と教育、お互いに相関性を持つと申しましよう。か車の両輪のごとく、互いに原因ともなり結果ともなり、因果関係にあるというところ、即ち教育の完備を圖ろうとすれば経済が先立つのだ、我が国の経済の自立を圖ろうとすれば、教育の根本策を立てなければならぬ。どちらが先か後か、いろいろ議論の仕方もあります。ところが、鐘が鳴るのか樅木が鳴るのか、鐘と樅木の合が鳴るとい言葉のあるがごとくに、或いは一家離散したしまつて、学校へ行きなしたはなはた、こつた環境にある青年はアルバイトをやつて通学したておるといつた次第で、否その通学がやりたくてもできない実情と同様に、今や国全体

が教育の振興を圖ると共に経済の樹立に邁進しなければならぬということである。現行の教育におきましても、中学や高等学校には職業科課程があると云へ、一般教養課程の上に比べてはやや遺憾な状態にある。諸先生がたも先刻だん／＼と現場教育の状況から御報告になつておまして、私もこれは同感であります。特にその施設設備における貧弱、これが故にこそ議員各位は国会において産業教育振興の上に力を入れて下さる。この趣旨には同感の意を表しなければならぬと思ふ次第です。以上が三番目です。

第四には回顧すれば明治二十七年でしたか、井上文部大臣時代の実業教育振興方策の樹立といひ、統括しては明治三十二年の実業学校令の公布のこと、我が国産業教育に多大の貢献をしたことをこの際再検討する必要があると考へます。終戦前までは中学校や高等女学校が二千二百五校あつたのに対して、農工商の実業中等学校が千五百八十一校あつたと言われております。青年学校や実業補習学校もそれ／＼各市町村にできまして、いよ／＼これより産業教育の発展を見ようという折からこういう事態に際し戦争となり、遂に花も咲かず、実も結ぶに至らなかつたことは残念であります。而もこのころいふ思い切つた教育の新制度改革をしようと思つて、ここに新教育制度を見た今日であること、そこで全国の国民はこの在りし日のことを思い、今日の新しい制度と比べて、新旧教育制度をつぶさに比較して見ておる次第なんであります。苦い経験も前途に希望を懷きつつこれを眺めておる次第であります。思ふに私も新制度の長所

は十分これを認めなくもやならぬと共、又更に考え直さなければならぬ点をも考慮する必要があると思ふ次第であります。先ほども皆さんがおつしやる通り一般教育科目と産業教育科目との比重を考へて、これが不足を訴えて来ておる国民の各位の陳情といひ、請願といひ、要望といふものは、なかなかこの設備施設に対して補充の要望がされて来るといふ次第、どうしてもこの輿論には耳を傾けずにはおれませんか、この趣旨に意を味から言つても本案の大体の趣旨には誰しも賛意を表せねばならぬと考へます。

第五番目には、先進国に比べて我が日本は職業教育が甚だ不利な状態にある、御承知のようにアメリカは地方が自主的に教育の實際を扱つておる次第ですが、職業教育に關することにおいては中央政府よりこれが補助を出しておるというやうな次第、他山の石として我々はここに参考とすべきことではないでしようか。

第六番目には、日本の教育はとかく理論に長じておると言われるが、応用的教育には欠けておると評されておる、教育上の共通の欠陥があると言われている。学校を卒業しても実社会へ行つて割合に役立たないと言われる、父兄の悩みのあるところも考へねばなりません。教育制度改革に當つてはこゝした理論面と實際の方面の並進すべきことを考へねばならぬ。殊に自然科学、つまり科学の知識においては日本国民全体のレベルを高める必要があつて、向上させる必要がある、国民が挙つてこつたやうな方面に活用を考へて行くことこそ即ち我が国の経済に大なる

る寄与をし、我が国の自立経済、即ち経済価値倍加作用にも大なる貢献をするものではないと思ひます。教育を發展しなかつたらこつたやうな経済のほうの教育に努力をせなければ金はできない、打算的とか或いは營利的に走ることでなければなくて、我が国の教育には財政の貧困、これをどうするかといふことを我々は考へなければならぬ。この点教育の点においてできると信じます。その意味において産業教育は教育を發展せしめる六三制完備の直接関係の基調となるものだと信ずるものであります。私はこゝでこの案に賛成するのみか、或るほど皆さんがおつしやる通り考へ直さなければならぬ部分的の点もあるであらうしようが、一躍理想的の法案にはなかつた／＼參らない。私は更に前途に希望を持つて見たいのは、一体日本のこつたやうな教育制度改革に當つて、かかる教育と経済、経済と教育の面から見て、殊に是等しき青年らが、その青年が実に先ほどの御報告の通り、中学校、高等学校の卒業生にして七〇%以上の者が専門学校や大学のほうへ行きたくも行かれんという状態にある多数の青年等をどうするか、少数のことには我々は今これ考へておるべきでない。多数の日本の困つておる青年らをどうしたらいいか、ここに大きい意味の、もつと広い意味の、二、三〇%でなく七〇%以上のこの勤勞青年に対して広く産業経済的教育を行つておればならぬ。今回はそれまで行つておるんじゃない。私は願わくば産業教育法といふものを将来更に一段と進めて、勤學一休の教育と申しましよう。勤か、働きつつ学び、学びつつ働く、働きながらもすべての者が教育の恩典に

預る津々浦々の青年にあらめたいといふことを思いつつ、あえて働学一休の教育法といふことまで進んで頂きたいものである。働きつつ学び、学びつつ働く青年のための教育法といつたものを是非制定して頂きたいことを念願して止みます。

以上は本案に対する私の狙いにおいて、目的、趣旨において絶括的に賛意を表して見たいことの理由を述べた次第でありました。併しここに一つだん／＼逐條的に考えて、つぶさに検討いたしまして、是非とも委員各位に御理解を願ひ、修正の点を御採用願ひたい点を申さずにはおれません。と申しますのは、この案のうちに第一、官公立のみでなく、私立学校の産業教育関係のほうにもその施設や設備に補助金を出し下さつたこと、つまり私立学校にも及ぼされたこと、これは委員各位もそれ／＼国会においての御盡力もさることながら、私は私学の方面の代表と言つてはおかましのようですが、そういう方面から見た眼でそういう見地から感謝の意を表さずにはおれません。併しなから不幸にしてこの法律をつぶさに見ますと、一口に私立学校と申しますけれども、衆議院のほうの速記録を拜見いたしましたところが、その質問のうちに、この私立学校といううちには各種学校が含まれておるのか否やというところの質問があつたに對して、政府委員からは含まれていないとの答弁があつた。私はこの点について再検討をお願いして止みます。切望して止みます。ん次第ですが、今その理由を申し上げたい。

先ほど諸先生の報告のうちに、都府

先生も幾々本案を御感想をお述べになりまして、できることならばこれは更に拡張して各種学校にも及ぼすべきでないかといつたお言葉があつたことを覚えております。又石田先生からもいろいろお話があつた中に、先ほどの中学高等学校を出てからもその職のほうに實際就く者に思ひをされて、統計の数字等をお出し頂き、その中で都立の商業学校を代表してお言葉であつたが、タイプライターというものがあつた、珠算という言葉があり、簿記という言葉がありました。それはどうでしょう。東京都の公立高等学校において勿論そうでありましたが、私立のほうにもは実にくさんあるわけなので、タイプライター専門の各種学校もあれば、又珠算なり簿記なりの専門学校もあるわけなんです。そうすれば均等性を持たなければならぬとか、私学のほうもさうに平等に扱わなければならないという建前から論ぜられているにもかかわらず、そういうほうがそこに加わつていないといふことは不公平といふものではないでしょうか、と。又佐藤先生の言葉の中にも公立の工業高等学校を代表してお言葉であつたが、私立のほうも各種の学校のうちに電気の機械科や電気専門の各種学校があり、そういうところの公立の学校の設備、施設のほうのみが補助を受けて私立学校は補助すると言ひながら、そういうものが入らん。各種学校にそういうものが入らなことは不公平ではないでしょうか。ひとり電気ばかりじゃない。ラジオの製造の各種学校といひ、時計の製造の各種学校といひ、いろいろなものでしょう。あえて私

はお訴えせずにはおられません。山本先生のおつしやつた中にもやはりそういう数字によつて、つまり卒業後の大学等へ行かないでやつてゐる者の話があり、先ほどお話のように或いはこにも論ぜられてあるように、こうした現場教育のかた／＼が訴へになることは私も至極同感である。洋裁方面の学校においても同様です。確かに専門学校とか女子大とかさういつたかたがたが更にさうした洋裁のほうの、自分が職として芸を身をつける。我が手に職を覚えるためにいそしんでおる日本の職業教育をやつておる学校も、それは立派な腕をだん／＼磨いて行くわけなんです。こゝにいつたほうにはこの法案は均等されないのではありません。私は切にさういふほうも加えて頂きたいことを各位にお訴へ申し上げ、わけでも委員各位に是非一つお聞き願ひたいことを切望するゆゑであります。更に若干の理由を重ねて申し上げますならば、この法案では公立学校や私立学校の両方の設立者に対して、産業教育の内容を充実させるために必要な経費について補助するとなつてゐるが、そのうちの私立学校、その私立学校の中には今申し上げましたように各種学校が入つていない。各種学校と申してもいろいろありまして、即ち私立学校法ができてから、いわゆる学校法人、進学校法人等はいわゆる財産その他もこれを公共性を持つて公に出してしまひ、自主性に基いてやつておるという状態なんです。然るにそのほうに今少しく設備を、施設をよくすれば、大なる産業教育に貢献して今までも来たが、なほ一層せしめるといふことがある。無論中には今の審議委員諸公

等が見られてそれを検討なさる向きもあるものでありましようし、その中には同じさういふ私立学校の特殊学校でも補助を許する学校も出て来る。いづれにしてもさういふものにあつては、芽を出して頂くことが絶対必要であると思ひますので、持にお願い申し上げます。今一言附加させて頂きますが、これらの法人には一般の私立学校の設置する学校法人に関する規定が殆んど準用されておる次第なのです。主務官庁の監督規定の適用においては学校法人と何ら異なるところがないはずである。私立学校に関する根本法規である私立学校法においては、学校法人の設置する私立学校と、進学校法人の設置する各種学校とは全く同様の取扱いが現に行われてゐるにもかかわらず、今回の補助に關してこれが平等に扱われていないといふことは妥當でないと思ひます。

第三には、法人の設置する各種学校の総数はさほどの数でなく、予算に大なる影響を及ぼすものではないと思ひます。又これが採択検討は審議委員諸公に任ず。又辞退することもあると申しました次第です。だから芽を出して頂くことが大切であり、産業教育の根本であると考えなければならぬと思ひ次第であります。このように法人の設置する各種学校の法的地位を確認することは、他の各種学校に對して内容の改善に大きな刺激とか奨励を与えるものである。各種学校の地位、内容の向上に貢献せしめるように努めるゆゑである。現在の法人組織の各種学校は多大の経済的困難を蒙つて忍びつつ、中等学校、高等学校を卒業して来た多数の生徒が実に實際的にこゝにいうような産業教育を受けるものであつて、我が国の職業教育に大きな貢献をした過去を思い出させまして、これは何人も認めることであることに思ひをいたされまして、若し本案のうちに各種学校をお加へ頂くことができたならば、国家の産業経済に資する点が多いといふことのここに希望意見を附しまして、私の陳述を終る次第であります。

○委員長(堀越二郎君) それでは次に古川電気工業社長西村啓造さんにお願ひいたします。

○参考人(西村啓造君) 私は平素会社の経営に没頭しておるものでありまして、教育の機構とかいふようなものについては甚だ申訳ないが全く素人でありまして、今日この席に出て私の意見を申し上げることは誠に恥しく思ひ次第であります。併し折角のお呼び出しでありますので、私の考へておることだけ申し上げて責を蒙りたいと思ひます。

申すまでもなく日本の経済を自立せしめ、又我々の日本の国民生活を向上せしめるためには、産業の振興といふことが根本であります。それであるから、この法案そのものはその産業振興に一大進歩を来さうといふ本法案の御趣旨に對しては勿論異存がなく、満腔の賛意を表するものであります。ただ申し上げましたごとく、私教育そのものの方法等について素人でありまして、如何にすればいいかといふことはこの法案を拜見しましたが、大体結構じやないかと思ひ程度でありまして、細かい点につきましては然るべきかた／＼の御研究に待つ次第であり

ます。ただ私が素人的に考えますのに、学校で特に産業教育とか何とかいってやることは先ほどの弁士のかたもおつしやつたように、どうも理論に傾きやすいのじやないかというふうに思うのであります。私は理論はともかく、日本人全体が産業的な人間、能率的な人間、仕事のできる人間というふうなふうになつて行くことを希望するのであります。例えてみれば、国民教育を一通り済んだらタイプライターくらいは打てる、或いはラジオの機械くらいは直せる、或いは自動車の運転くらいはできる、そんなふうなふうに、或いはそろばんもわざ／＼そろばんの学校に行かなければそろばんが役に立たないといつたようなふうになしに、国民の職としてそのくらいなことが皆やれるようになっていくことが望ましいのであります。お家にいくときに料理を稽古しなければお嫁に行けないといふことになしに、お嫁に行くときには自然家庭料理に親でおりますが、あれと同じ程度に、学校を卒業して社会に出るときには一通りの産業人としての教養が身に付いておるといふふうにありたいと思ふのであります。そしてそれは何も理論に精通する必要はないのであります。もつと實際的に業務がそれにならば私はいいと思ふのであります。少し脱線かも知れませんが、私のこの間アメリカに行つておりました、或る国民教育に関するパンフレットを拾つたのであります。それは「ミラクル・オブ・アメリカ」と書いてあります。「アメリカの不思議」というのであります。開いて見ましたところが、書き方は一家の子供が自分の親をつかまえて、今アメリカはこんなにな

くさんの自動車を持ち、こんなにたくさんさんの電話を持ち、こんなにたくさんさんの油を使い、紙を使つておる、かような高い水準に到達しておるが、これは一体どうしてできて来たか、又この生活水準は今後も維持できるか、或いは更によくなるか、というような質問を親父さんにしたのです。ところが親父さんは、それはアングル・サムのおじさんに聞くがいいと言つて、アングル・サムを引合いに出してそれに答えさせているのであります。その答えを非常に子供にわかるように平易に書いておられますが、アメリカといえどもいわゆる植民時代は非常な貧乏であつて、皆自分で木を伐つて家を建て、薪も作る、おつかさんは綿を作つて、それを紡いで着物にするという次第であつたのであるが、それが分業が発達してから非常に国民経済が楽になつて、要するに一人々々の生産力が高まつて来た、次にアメリカ人はほかの国民に優つて非常に機械に対するインテレスト、興味がある、又機械を工夫し機械を使うことに非常に興味を持つておる、それがアメリカの産業を非常に発達させた、一人々々の生産力が非常に躍進したといふことを書いておられます。これに續いて、例えば交通の便が開けたとか、産業機械が変つたとかいふことも書いてありますが、それら増したといふことが今日のアメリカを築いた基であるといふことを強調しておるのであります。そして更にこの努力、額に汗してそういうことを開拓して行つたが、その努力が続けられる限りアメリカの一人々々の生産力は増し、そして一人々々の生活は向上する

といふことを結論に書いておるのであります。三合の配給を受けたければ、各人が三合の米を作り、或いは米を作るに匹敵するだけの生産力があれば三合の生活水準に到達し得るのでありますから、我々産業人はみんなが自分の生活向上をしたらければ、それに匹敵するだけの生産をするといふ心構えを持つたせる、これが国民に対する産業教育の僕は根本ではないかと思ふのであります。

これも脱線かも知れませんが、私は日本人は非常に非能率的な国民性を一面に持つておるように思ふのであります。例えて見れば、日本の歌といふもの三十一文字しか使わない。俳句は更に十七文字であります。その三十一文字か十七文字かの短いものにどうして自分の思想感情を入れようかといふことに非常に苦心しておる。それでもなんとか歌になつたと言つてそれを喜んでおる。併しもつと要すればもつと文句くてもいいから立派な思想感情を織込んでやつたらもつと大文学がでるのじやないかといふふうに思われ。或いは音楽をやるにしても、西洋の琴は四十本も五十本も糸がありまして、日本の琴は十三本の三味線にし、物を更に工天して三本の三味線にし、物好きな人は更に一本にする。そういう貧弱なものでも何とか音楽ができるというところにも興味を覚えておる。尺八にしましても、西洋の楽器なら笛なら簡単に音が出るのに、尺八というように非常にシンプルな道具をこしらえて、そうしてそれでも何とか音楽をやつて見せる、首を振るだけでも三年もかかるようなむずかしいものをこしらえて、それで何とかやつて見せるというところに興味を覚えておる。併しそれは能率的じやない。もつと道具をたくさん使つてもいい、立派なものを使えいい、そうして短い時間に楽に立派な製品がたくさんできるといふようなふうになつておる。ところが日本は如何にも貧乏国にできておると思ふのですが、貧弱なものを使つて何とかやつて見せるというところに興味を持つておるが、私は豊富なものを使つてそうしてたくさん作つて大きく世の中を渡すようなふうの心構えにすることがいいじやないか、こう思ふのであります。甚だ蛇足であります。これを附加えて私の責をふさぎます。

○委員長(堀江俊郎君) それでは最後に苦小牧製紙会社社長の中島慶二さんにお願ひいたします。

○参事(中島慶二君) 私は只今西村さんのお話同様、紙を作つております製紙会社の責任者でありまして、この法案そのものについて一応拜読はいたしました。條文或いは字句その他について全くの素人でありまして、それについて点についての意見は差控えまして、それは専門のかたにお願いするとして、それは産業教育を振興するといふ根本趣旨の法案制定については衷心から賛意を表するものであります。

従来から、これは私は若い時分からどうも従来は学校教育が理論的のほうに別に重点を置いたわけじやないで、上うけれども、一般の風潮は理論的のものを以て優つておる、言い換へれば、それが高尚の教育に感ぜられて、或いは工業とか、農業とか、商業とか、そういうのはつきりとした産業部門の名付いた教育はそれよりは幾分低級と言います。少し語弊もあります。が、そういうふうなふうにならば一般に考えられておるのじやないか、これはいろいろ各方面のかた／＼と従来教育問題等について話合いますと、多くのかたが大体そういうふうな考えられておる。うことに意見が一致しておる。うです。これは無論明治維新以来／＼日本の国家発展上の過程から来まして、以前には或る程度止むを得んかも知れませんが、これは時の為政家の責任にのみ帰するわけでもありませんが、この産業教育といふことについてもつと／＼早くこの点について重点を置かれ、又この教育振興について歴代の政府当局もお考えになるべきじやなかつたかといふふうには実は考える次第でありまして、私はむしろ今日かかる問題がいよいよ表面化したといふことは、むしろ運きに失するやうな考えもいたします。私は別にこういふものを法律によつてどうこうという形を言うわけじやありませんが、どうも従来からこの産業教育について少し歴代政府の方針が不徹底じやないかといふふうには実は考えておる次第であります。現在私どものいわゆる実業界と申します。各産業の殆んどこれは例外なくそういうふうな考えられます。一番最も希望といふ学校卒業生に対する希望といふものは、これは重工業、軽工業、そういう産業部門区別なく、とにかく実働仕事に當つてよく物がわかつて、そして本當にその事業の中堅となり得る人、いわゆる産業の中堅層、これを最も望んでおる次第であります。少くも私に關する

会社に限つては最もそういう中野を突は願つておる次第であります。勿論国民全体が全部が大学教育、或いは理論、實際両方面を兼ねた高等教育を受けなければならないに越したことはございませんが、特に私は今日は中等、高等程度の点に重点を置いてお話するわけですが、学窓を出られて、勿論学校では数多い産業を全部、紡績或いは造船或いは又製紙、化学、その他あらゆる部門にすぐ間に合うような生徒を養成するということはこれは無理な話でありまして、如何にそれが設備されようが、これは殆んど希望するほうが無理であります。併しいわゆる産業に対する学校の教育方針が余り理論的でなく、できるだけ實際面にもやつて頂くということとは、これは学校を出られて社会に出てもすぐに間に合ひし、又それが日がたつに従つて非常に進歩の程度も早いということは事実であります。殊に終戦後は憲法で労働組合法もはつきりと認定されて、いよいよこれからこゝういう従業員方面もがつしりとそういう面を認識して、共に国家の経済再建をやらなければならない時代でありますから、極く少部分の大学教育を受ける人以外の大部分の人にこの産業教育を一層徹底させて頂きたい、これは実業界全般の希望じゃないかというふうに考えられる次第であります。学校の設備というところになりますと、これは無論できるだけ徹底するに越したことはありませんが、これ又財政面もあり、種々の関係から、そう各産業に亘つて全部理解を与えるということもなかなか困難と思ひまするが、できるだけ各産業に共通に当てはまるような基本設備をやるとか、いろ／＼

そういう点もございましょうが、この法案にもちよつと一部見えますが現在実際にやつておる産業部門の工場なり商店なり、そういう方面と学校が直接連繫して学校の校務と併行してそういうことをやられるということも一つの方法じゃないか、まあ各産業の部門をただ漠然と工場の形を見せたり、或いは機械の並列を写真に撮つたり、そういうことでは余り効果はありませんでしようけれども製造工程を微細に部分部分に連絡的に撮つて映画などをやられれば相当参考になるのではないかと思われますし、そういう具体的ことは御当局の方針にお任せするとして、とにかく我が実業界としても最も中堅の実際家を数多く希望しておる、従つて日本の国家産業としてもその点が最も今必要に迫られておるのじゃないかというふうに考えます。ただこういうふうに我々が希望するような立派な青年を多く社会に出すには、どうしても教育者に人を得なければならんということは、これは論を待たない次第であります、これは勿論国家の財政その他地方の財政、いろいろの関係がありまして、そう我々のただ希望條件だけでは簡単に行かん点もありましようが、どうも従来からひとり産業教育者に限つたわけじゃありませんが、教職に当る先生方の物質的待遇といふものか、いわゆる俸給といふものか、非常に低きに失する、これはひとり私が感ずるだけじゃなくて、もうあらゆる方面においてこの問題は話に出るのであります、これは常問に遺憾なことであつて、教授が自分の子弟を専心に教えて、そうしてそのかたわら多少のそういう自分の本務に必要な参考書

その他を購入し得るような余裕は当然あるべきであります。現在はそのれどころじやない、もう自己の生活自体がすでに問題であるというようなことは各方面で耳にもしますし、又自分の身近な人で実際にそういう待遇を受けている人もあります。これはやはり本当に教育に専心当り得る態勢に置かなければ、どうしても如何に教育振興を叫んでもなか／＼理想的なわけに行かんと実は考えておる次第であります。これは先ほども申し上げましたように、財政面その他にいろいろ影響もございまして、それから、ただ我々産業人として産業問題について、教職員の問題についてそう考えておる、そういうふうには是非なつてもらいたいというふうに考えております。その他多少細々としたことで愚見もございしますが、今日は私の参考人としての話はこれを以つて終りといいたします。

○委員長(堀越儀郎君) 本日お出で頂きました十人のかたの非常に参考になりました。その御意見を承つたのであります。その御意見に対して各委員から御質問をさして頂きたいと存じます。これは皆様かたの御意見に対して議論をするのではなしに、重ねてお教えを受けたというので、又短時間で意を盛して頂く機会がなかつたので、補足的にお話し頂く機械を作りたい、こういう意図からでございます。各位に或いは無難な質問があるかも知れませんが、あらかじめ御了承頂き、お答えをお願いしたいと思います。各委員から質問をお願いします。

○岩間正男君 私これは簡単に都崎さんか佐藤さんにお伺いしたいと思つたのであります。第一に今日お話

がなかつたのですが、この法案の第一條ですね、これにこの勤勞に対する。正しい信念を確立しという條項があるのでありますが、これは今後産業教育法案というものが行われるとすれば、具体的にはどういう方法によつて今後新しい勤勞観というものを確立する方法をとられるか、正しい勤勞観というものの内容をこれはどういうふうにお考へになつておりますか、その点承りたいと思います。

○参考人(都府職之助君) 私はいやうに考へております。勤勞に対する新しい觀念、これは非常に漠たる見方の中におきましては、各人が各人の持つております能力を、最も働いたもののできるだけ有効に使用して社会のために盡す、同時にそれによつて自分の生活を支えるということであるわけであります。その方法としましては、最も大切なことは職業に対する指導であるということなであります。その問題につきましては先ほどもちよつと申上げたのすけれども、我が国の今までの教育というものは、単に健康にして立派な社会人を作るといふだけであつたのであります。教育の目的はその人の自己の發展ということ、社会人としての立派な意識、経済生活の単位としてのその人の能力を見付け出し、それを伸すということにあると思うのであります。私はさように考へております。そのやり方はどうか、先ず中学校における職業指導より始める、かように存するのであります。

○参考人(佐藤孝次君) 正しい勤勞観

念の養成ということは、これは我々職業人として当然その目的の中に織込まなければならぬ事柄であると思うのであります。従つてそういう御質問のあつたことも又当然と思うのであります。私は、正しい勤勞觀念といふのは、つまりその時代の良識によつて判斷さるべきものである、こう考へるのであります。併し私の考へるところはその根柢になるものがある、つまり工業人であるならば、先ほども簡単に触れたのでありますけれども、工業人は物を作るといふことである。先ず作るといふことに非常な誠心誠意の本當の熱意というものが根柢になつておる、その職業々々に応じて自分の受持のものに本質的な努力を払うということが根柢であると思うのであります。併し正しい勤勞觀念の適用につきましては、時代の良識によつて判斷して行くべきものと思うのであります。従つてこの正しい勤勞精神の涵養ということは、当然この商業教育の場合、言われなければならぬ事柄である、かように思ひます。

○岩間正男君　もう少し具体的に私は伺いたないのであります。どういうふうにして果されるか、例えばカリキュラムの問題の中にこれは入るわけなんですけれども、それとまあ誠心誠意というふうなお話があつたのですが、この誠心誠意というふうな言葉も非常にやはり内容ももう少し具体的ににならないと漠然たるものではないかと思ひます。この誠心誠意に働いて行けるその根柢にやはり我々は正しい、社会觀、勤勞觀というものを打ち立てなければ、これは確立されないというふうに考へております。そこでそれも内容は

時代によつて、良識によつて変わるというお話であります。それは、お伺いしたいのですが、例えば現在の職業科、それからそういう実業学校あたりでは、日本に行われておりますところの労働法、或いは労働基準法、労働組法、こういうふうな労働三法のごときものを教えておられるかどうかであります。これは如何ですか。それからこういうものを教えるべきとお考えになりますかどうですか。この点を非常に私は重要だと思つておりましたが、これは憲法にも保障されておられますところの基本的な労働権利ですね、そしてそれがどういふふうな、当然労働者の一面におきましては権利としまして、どういふふうな守らなければならないか、こういう問題がですね、非常にこれは新しい時代の要請としては、当然新しい憲法なんかと連関してこれは教育の中に積極的な私は打ち立てられなくちやならないものだ、こういう点が具体的にされないんですね、これは漠然とする、正しい労働観というところは、これは戦争時代にも同じ言葉で言われたのであります。中味はどうか、これは現在の教育で行われておるかどうか、行われていないとすれば、これに対して皆さんはどういう感じを持たれておるか、こういう点お伺いしたいと思つておられます。

○参考人(石田壯吉君) 石田からお答えいたします。只今岩間先生からの御質問の労働三法でございますが、これは当然高等学校の、特に高等学校の課程におきましては、生徒に教えなければならぬものであつて、先ほども中島先生のほうからも労働組合の重要性について持ってお話があつたのであります。

すが、経営者側から見てもあつたやうなお話なんでありまして、ましては我々の生徒の大部分というのは卒業したしまして、直ちに労働者として職場に勤めるものでありますので、これは当然教えなければならぬ、どういふふうなカリキュラムの中にそれを織り込むかというところは文部省のお考えもあつて、又各都道府県教育委員会の考え方もあつて、又最終的には学校並びに生徒が最後にカリキュラムは作成することになるのでありますからして、そこで最終的な決定をいたすものと思つておられますが、おそ現段階においては社会科学という教科がございますので、社会科学の中に労働の問題が入つて参ります。そこで主としてこの三法について生徒と共に研究をするという時間を、相当時間を持つております。それからなお労働組合なり或いは基準法なり、そういうものの重要性に鑑みまして、各地方の教育委員会、或いは教育に直接は関係ございませんけれども、労働事務所等におきましては積極的に学校のほうに働きかけて、こういうものについての正しい解釈を課外として、特別教育課程といたしまして実施してあるというところも、多数見受けられるわけでありまして、十分意を盡さない点があつたかも知れませんが、以上を以て岩間先生に対するお答えといたします。

○岩間正男君 そこにですね、日本の教育体制の中で、どの程度そういうものを具体的に、私たちは実は今まで研究をしておられるのであります。先ほども横校さんのお話の中にあつたのであります。イギリスの労働組合会議において日本の経済政策に対する非

難の問題がありました。それから実はつい最近でありますけれども、国連の経済社会理事會におきまして、日本の労働政策に対する全面的な非難決議がなされておる。これは何かという低賃金の問題である。この低賃金の一番基幹となるのは青少年の低賃金の問題である。これは戦争前からの日本の重大問題として、青少年の労働をこれは大巾に搾取する、搾取という言葉がいろいろこれはお嫌ひのかたもいらつしやるかと思つて、利用する。で、そういうふうな立場で以てこれが助長されておる。紡績なんかは最も持徴的に現れた姿だと思つて、女工哀史のような姿を生んだのでありますから、こういう姿が日本では戦後においてもこれが扱はれていない。これに対して今の国連の経済社会理事會が非難をいたしただけでなくて、実はイギリスの紡績協会、或いはアメリカの紡績協会におきまして、最近のこのダンピング、日本のダンピングについて非常に大きな関心を払つておる。そして再びメード・イン・ジャパンが復活する、こういうふうな恐怖に対して烈々として訴えられておる。こういう問題を私たちは産業教育法案のやうな形で出されている法案と連関させないで検討しないで、我々はこの問題をおることはできないわけですね。これは当然国会議員の任務だと考えておる。そういう非難決議が起つておる。ここに日本の労働行政の一つのあり方、或いは労働に対する教育の一つのあり方、それが労働観というものであつて、それが労働観といたして、先ほども言つて表現されていると思うのですが、こういう点を非常に大きく見直さなければならぬ。こういう点

について十分にこれは反省すべき問題があるのではないか、こういうふうな思ふのであります。さういふ点を考へまして現在どうしようか。現在の教育の中で、こういうふうな労働教育というものが、本当にこれは満足すべき状態に達しておられると考へておられますか。殊に労働者の基本的権利の擁護という問題は、日本は、日本は後進国であります。殊に労働運動というものは、終戦後においてやや正當に法的にも認められ、直ちに発達して、そこにはいろいろ問題も一方ではあつたかと思つて、けれども日本はむしろこれはまだいけば多々迎へるので重ね着をしなければならぬ、決して裸にすべき状態でない、こういうことで、果して教育組織の中でこれをどういふふうな考へておられ、これに対してどういふふうな努力をされるお考えでおられますか。さういふ決意をお聞きすることによつて、産業教育法案の内容というものは殆んど私は要らざるを得ないのではないかと思つておる。さういふ点についてお聞きしたいと思つておる。

○参考人(石田壯吉君) 現在の学校教育の中で、労働問題についてどの程度の教育をやつておるか、満足すべき状態にあるかどうかという御質問なんですありますが、これはまあそれ、学校によつて差異があると思つておる。私自身の見解を以ていたしますれば、相当程度具体的なことを申し上げますと一番はつきりすると思つておる。はかの学校のこととはよくわかりませんが、私のところでは、社会科学の場合に、社会科学の時間に時事問題というのがございますが、それを文部省の規定によりま

すと、何か六つぐらいの単元をやつておるやうであります。これは私の学校として特別なカリキュラムで編成いたしておまして、他のほうはほかに譲つて、実は労働問題については半年十分勉強させるやうな機会を三年において与えておられます。単元を二つにいたしまして、国際問題と労働問題という二つの単元として研究させておられるやうなことで、非常に労働問題については重視しておられて、相当程度生徒もこの問題については理解を深めておられるのだと確信いたしておる。併しながら私の力の足りないため、にまだ十分に或いは御期待に副うやうなところまでは行かないかも知れませんが、いよいよこの法律が通過いたしましたので、そして産業教育というやうなもの非常に大きく浮び上つて参ります。ならば、恐らくこれに伴ひまして先ほどの御質問がありましたやうに、この第一條に、研究に対する正しい觀念を確立すると、さういふやうな項目もはつきりいつてございますので、いよいよ各学校においてさうした研究に対する正しい觀念を養成し、さうしてこの労働問題については誤りのない方向に生徒を導いて行くことのできることを確信いたします。さういふ意味におきまして本法案が一日も早く通過して、実施されることを希望させていただきます。ないわけなんでありまして。

○委員長(堀越徳郎君) ちよつと申し上げますが、非常に時間のお急ぎのかたがございましたらお申出下さい。さういふので、そのかたに早くお尋ねしたいと思つておる。お時間の御予定で早くお帰りになるかたがございましたら……。

○参考人(中島慶二君) 私ちよつと三

時半に帰りたいと思ひますので……。
○委員(堀江謙三君) 中島さんに対する御質問があれば……。

○矢嶋三義君 中島さん並びに西村さん、どちらも実業界のほうからおいで下さつたのでありますが、御二方に御質問申上げたいと思ひます。あなたがたの会社では相当お若い人も働いてゐると思ひますが、定時制高等学校のほうにどのくらい就学してゐるか、或いは持にあなた様がたの会社は、別に定時制の課程の高等学校を設けられておるかどうか、その点について承りたいと思ひます。

○参考人(中島慶二君) ちよつと数は私覚えておりませんが、前に約小人数でしたけれども、卒業生を年々百人程度出すという目標で、工業のほうを専門に、会社の直屬の学校を設けておりました。これは戦時中いろいろ、この若い人の動員その他の關係で中止しました。今はやつておりません。今どの程度までそういう学校の人が率を占めてゐるかちよつと数字的にわかつておりませんが、甚だ御希望に副ひません。

○参考人(西村啓造君) ちよつとお答え申上げます。私の会社でも或る工場におきましてもう二十年來、もう少しになるかと思ひます、三十年來と申しましようか、その当時の高等小学校を卒業した程度の者に対しておおよそ二年前くらいの、初めは徒弟学校と申しましたが、その後いろいろ名を変えました、要するに職業教育をやつております。そうしてそれが今は工場において、相当いわゆる労働者階級の最も頼もしい人間として働いておるのであります。戦争中一時中止いたしました

が、最近この二年くらいから又それを復活しております。
○矢嶋三義君 そうすると定時制高等学校をやつておる……。

○参考人(西村啓造君) 定時制ということはどういうことなんでしょうか、私は素人なのでそういうむづかしい定時制というのはいくらもわかりませんが、どういふことですか。
○矢嶋三義君 ともかく若手の若い人を集めて教育をなさつておる……。

○参考人(西村啓造君) そうでございませう。
○矢嶋三義君 会社で必要な技術を授けるために必要な教育をなさつておる。こういうわけなんですか。
○参考人(西村啓造君) そうでございませう。

○矢嶋三義君 それでは次にお尋ねいたしますが、両会社としては定時制高等学校に学ぶ人間が相当いると思ひますが、そのうち定時制の高等学校に行きたいと希望してゐる者がゐると思ひますが、会社によりまして、その高等学校に行くのを抑えてやらない会社があるのですが、あなた様の会社では奨励なさつておるのですか。余りそういう学校に行くことを抑えていらつしやるのですか。どういふ方針をとられておるかということをおつと承りたい。

○参考人(西村啓造君) 別に抑えてもおりませんし、むしろ事情の許す限りやろうと思ひますが、併し特に奨励しておるというものでもございませう。
○参考人(中島慶二君) 私のほうもあり余人数をおいておるわけでもございせんから、会社側から積極的に学校へ出れ……というふうなことはいつておりません。又どの程度まで就学しておるか、私はちよつとそこは事務当局に聞かんとわかりませんが、行くことを決して抑えるということはいたしておりません。

○矢嶋三義君 実業界を代表されたお二方からさつきからいろいろ御意見を述べてもうございましたが、私は次のように承知したのですが、間違ひがないかお尋ねしたいと思ひます。それはお互いに敗戦後で、国家経済にせよ或いは国民経済にせよ、非常に貧弱なものである。すべて教育の面を見ると、非常に理論的であつて、非現実的であり、非能率である。中学校あたりでも労働に理解を持つとか、或いは将来個性に適した進路を選択する能力を与えるとか、そんな理論は非能率的な教育方針をとつておつては役に立たない。それでまあよく研究して学問の蘊奥で究めるような人はそういう教育を一般として、国民の七五%も占める一般の大家に対してはともかく早く役に立つ技術の身に付けるような、そういう手取り早い教育をやることが、我が国の国民経済からいつてもびつたりして、産業の進展にも寄与するのだ。そういう教育方針をとつてやられたほうが職業教育は振興するのだ。自立経済にも寄与できるのだ。こういうふうな実業界の現場の窓から職業教育の振興を見られておるうちに私は拝聴いたしましたのでありますが、さうでございませうか。

○参考人(中島慶二君) 大体お説の趣旨なんです。特に私が先ほど冒頭に申し上げましたが、この二十才前の、何の仕事をして最も一番頭に込み込む、

まあ実例であります、若や将棋をやつても、二十才前に覚えたのと、全然二十才後に覚えたのでは違ふというふうなぐらゐに、いろいろ家庭の事情なり又本人の希望なりで大学教育を受けられないような人が、直ちに社会に出ていろいろ産業につく場合には、その年齢においてすでに産業教育を受けておる人と、さうでなくて、ただ基礎教育の幾何代数、三角、さういふようなものだけで出られるのでは非常にそこに相違がありますから、さういふ程度で、私は大学へ行かれないような人は、単なる理論、基礎教育でなくして、社会に出して頂ければ、我々のほうの受入態勢としても非常に都合合ひであり、それが又本人に対しても非常に仕合せではないか。延いては国家全体の経済再建にも非常に寄与するところが多々はないかというふうに実は考へるわけでありませう。

○矢嶋三義君 この際今の御意見に対して教育者としての矢川さん並びに教育委員としての高橋さんから今の見解に対しての御意見を承つておきたいと思ひます。
○参考人(矢川徳光君) 只今いろいろ申し上げたことはございませうが、直接的には只今のお話のありました事柄に対してということになりますと、これは徹底的に誤つてゐるのであります。こゝろ、こゝろで産業教育がおいでになる限り、この産業教育法というものを通過させたら、日本の勤労青年は非常に愚民化する。全く今の産業界の指導者がたは教育ということをおぼろげに、その教育というものがどういふふうな国家の役に立たなければならな

いかという事柄について全然等である。例えば誠に言葉尻を取るやうで失礼でありますけれども、教育というものは若者になぞらえて考へるべきで、それができるようなものではないのであります。さういふことは目先の役に立つ人間をこさえるのにはいいであり、ましようけれども、人間というものはやはり精神を持つてゐるのであります。ただ目先の又は手先だけの技術でありますとか、すぐ役に立つような技能でありますとかいふような、さういふ技能だとか業といふことではなくて、その人間がどういふ精神を持つておるか、その人間が国家に役に立つか役に立たないかといふことが大切なのであります。さういふ点から考へまして、只今お話のありました点に直接的に私のほうからお答えせよといふこととでございませう。初めに申し上げましたように、只今のような考へを持つておいては、限られた勤労青年は不幸な青年になるだらう。況んやこの産業教育法が通過したならば、ますます国家的に合理化しない事柄になる、さういふふうに考へます。

ただもう一つだけ、丁度発言を承へられましたので申し上げておきたいのは、産業界を指導しておいでになるかたも、教育に直接関係しておいでになるかたも、とにかく非常に日本の産業状態というものを甘く考へておいでになる。もう少し掘り下げて考へなければいけませんし、日本の教育の事情につきましても、いわゆる受売りの浅薄なものでありまして実感を御存じない、さういふふうな考へます。さういふ面からも実は申し上げたい点がございますが、発言の範圍を越え

るかと思ひますので、只今のお尋ねに
対しまするお答だけ申上げた次第であ
ります。

○参事人(中島慶二君) 只今の話でも
よつと言葉が足りませんようでした
が、人格ができてない、人間ができて
いないじやないか、これは産業教育に
限らず、あらゆることに於いてこれは
絶対条件でありますから、何も私が
ただ職業専門で、形だけ整えたいとい
うような意味じゃ絶対にはありませ
ん。ただ私が若し棋にならなかつたとい
うのは、一番物覚えのいい二十才前
に、そういう高等教育に行かれないよ
うな人については、その時期を最も有
効な産業教育にやつて頂きたいとい
う話を突はしたわけでありまして、別
に精神的のはどうでもよいというよ
うなことは勿論考へておりません。

○木村守江君 本日の参事人との会合
は、各参事人の意見を拜聴することに
とどめるはずであつたのであります
が、参事人への一つのテーマを与えて、
それを討論せよというように、
は、本会議の精神を逸脱したものだと思
いますから中止してもらいたいと思ひ
ます。

○委員長(堀越儀郎君) 同感でありま
すが、別に御議論を誘発する気持はな
いのであります。また、一つの問
題について異つた御意見があつて、お
互いのこれは意見の相違でありますか
ら、参事人のかたもお氣持を悪くされ
ずに、お互い意見が違つております
のですから、そのつもりで我々は議す
る次第でありますから、お互いの間に
議論に亘るようなことのないように、
これは一つ皆各委員のかたにもお願い

したいと思ひます。矢嶋君續いて一
つ……。

○矢嶋三義君 私は実業家代表のお二
方に対する質問はそれだけで終りなん
ですが、そういう御意見は私に認する
必要があるから承つたのであつて、
それに対して教育者として、或いは
教育委員のかたはどういう見解を持
つておられるか聞きたかつたのです。例え
ば又申上げますが、各種学校のほうに、
松野先生のほうから言われるとい
うと、各種学校を入れて欲しいと言われ
るのです。それに対して今度向うの
かたは果してそういう御見解かどう
か、やはり参事人と呼んだ以上は聞い
ておかなければならぬ。議論を誘発す
るという必要はない。又参事人のかた
もお互いに余り議論討論にならんよ
うな趣いお氣持で私は御答弁してもら
いたい。こう思つております。

○木村守江君 どうも委員長は今日の
運営の仕方が或る程度間違つておるの
じやないかと思ひます。私は各参事
人から参事人の率直な意見を聞くのが
今日の会合を持つた意義だろつと思
ひます。そのことにつきまして一つの
問題を出して、それから誘発的に討論
させますと、どうしても討論になると
いうことは止むを得ない状態だと思
ひます。これは参事人から参事に聞い
て、誰かどういふ議論を持つた、誰か
どういふ議論を持つた、別に一つの
問題について、小さな一つの掘り下げ
た問題についていろ／＼な議論をさし
たら、これはいろ／＼な意見を述べさ
せたら議論になりまし、どうしても討
論にならざるを得ないと思ひます。
そういうような議事の持ちかたをやめ
てもらいたいと思ひます。

○委員長(堀越儀郎君) よろしい、わ
かりました。承知しました。委員長か
ら最初に申上げましたように、これは
各人のお持ちの御意見を承りまし
て、それ／＼の間の意見の相違は勿論
あると思ひます。ただ我々委員がお
尋ねしたいことは、最初にお断りいた
しましたように、量ねてお教を乞
ひたい、こういう意味であります。その
つもりでお答を願ひたいと同時に、
御意見の相違点が若しあるならば、そ
れにとどめたい。それ以上に議論をす
るといふことはこれは避けたいとい
うことは最初に私は申上げておきまし
た。各位もそのつもりで一つお願い
したいと同時に、委員のかたもその
つもりでさつ／＼らんにお尋ね頂い
て、議論に亘るということになれば、
これは意見の相違でありますから、お
答へ頂かなくても結構であります。そ
れから先ほど申上げましたように時間
の迫つておりますおかたはお帰頂い
ても結構であります。それで矢嶋
君、(木村守江君)議事進行を許して
下さい「議事進行はいじやないか」
と呼ぶ者あり。

○矢嶋三義君 私は高橋さんのお答
を聞きたいと思つたのに、委員長が許
可しないと思へばそれは結構です。
(木村守江君)議事進行、それはい
かんよと述べ。

○委員長(堀越儀郎君) あなたのわ
かつておりますから……。

(岩間正男君)僕にもやらして下さい
な。議事進行と述べ。

○委員長(堀越儀郎君) 委員長は先
に高橋さんのお答を求めます。

○矢嶋三義君 委員長はちよつと……、
私が要求したのですから私が申しま

す。(取消して下さればいいのです)
と呼ぶ者あり) 私はここで参事人のか
たにわざ／＼おいて願つて、随分興奮
しておるようですが、そういう空気を
醸し出したくないので、もう高橋先生
の御答弁を願ひて要求いたします。
取消します。

○委員長(堀越儀郎君) それからお答
え頂くほうも、相互にどうも、意見の
相違がありますから、御答弁頂かなく
てもいい場合があつても結構ですか
ら、そのつもりでお答を願ひます。

(岩間正男君)議事進行と述べ。

○委員長(堀越儀郎君) 岩間君、今日
は定足数も別にあるから、議事
進行といふことなしに……。

○岩間正男君 簡単に話します。余り
に……、ここでオープンに話合つたら
どうかと思ひます。皆に聞いてもら
つて……矢嶋君のさつ／＼の質問は何も
悪いことじやないと思ひます。当然学問的
な立場から、それに対して歯を衣を着
せずに、さつ／＼らんな意見を述べ
頂くことは当然差支えないと思ひます。
それが当り障りのないことで委員会が運
営されるのでは、私はこの委員会を持
つた意義はないと思ひます。だからさつ／＼
ばらんに、要するに個人感情とか、そ
ういふ意味で言つてゐるのじやないの
ですから、十分に盡させて頂いて結構
だと思ひます。余り抑えられる必要は
ない。

○委員長(堀越儀郎君) それじや質問
を続行いたします。續いて矢嶋君あり
ますか。

○矢嶋三義君 お二人のかただけの質
問をやつておつて、私はまだ次の質問
があります、実業界のお二人かただけ
には済みました。委員長、私は、実業

界お二人のかたお忙しいから早くと言
つたから、そのかたに対する私の質問
は終りました。ほかのかたに対する質
問はありますけれども、それで実業界
の代表お二人に対する質問がありまし
たら早く落着いて頂いて、お忙しそ
うですからお帰頂いたらいいと思ひま
す。

○委員長(堀越儀郎君) 実業界のかた
がたに御質問あるかた、成るべく……。

○成瀬福治君 これは西村さん、中島
さん、どちらでもよろしうございま
す。この法案の中に、第三條の第五項
に「産業教育の実施について、産業界
との協力を促進する」といふことが
謳つてあるわけですが、このことは
別個にいたしまして、只今矢嶋委員の
ほうからも定時制高校などというよ
うな話もありました。或いは職時中
におけるところの青年学校と申しま
すか、ああいうようなこともあつたわ
けでございますが、例えばまあ今いう中
学校です、新制中学を終つて出た子
供さんをあなたの方でも採用され
て、そこでまあ会社で役立つような教
育を会社自体として、例えば半年乃至
一年間くらいやつて行つて、そして
何というのですか、会社の本職工とい
うのですか、これから役に立つように
して、成るだけならば中学校を卒業し
た子を雇う、そして会社自体で或る
程度育てて、それから本間に合う
ような職工さんと申しますか、働いて
行ける人にあつたのはどう十分教育を
して頂くような御氣持のようなもの
はないのか。或いはそういうことをやる
とすると、非常に会社が財政的に困難
であつて、そういうようなことは現段
階においては会社自体で非常に困難で

ある。こういうふうにならば、今お考えになつてゐるのか、その辺のところを少しお聞かせ願ひたいと思ひます。

○委員長(堀越健郎君) お答え頂きます。

○参考人(中島慶二君) 実は先ほど申上げましたが、以前長くそういう会社直接で中学校卒業生を名目程度年々に入れるというのでやつて参りました。これは戦時中いろ／＼な青少年動員等の関係で、今は中止はしました。が、非常に好結果を得ておりました。が、又一面やはり先ほど西村さんのお話のように、二年間やつておるわけですね。これが中学を卒業して三年程度の当時の高等工業なり或いは高等商業なりを卒業して入られる人もおられます。これらの関係が相当そういう高等程度、学校の卒業生を入れますから、比較的いろ／＼な問題で人事方面にちよつと困つた点もあつたのです。これは大局から見れば大した問題ではないかも知れませんが、そんなような事情がありまして、これは会社直属の学校じやないか、これはど／＼の高等工業を出たのだという点で、少し人事上でもちよつと困つた点がありまして、実は戦後まだはつきりした考えがきまらぬのですから、今日まだそのままで、会社自体でやる方針でやつておりました。併しこの問題については非常に私に関心を持つてゐる。だから全然やらんとは申上げませんが、過去においてそういう二年程度の会社直属の学校と、それから三年程度の地方の高等工業出の関係などについて相当苦しみだ点もあります。ですから、今は専ら各学校の卒業生の就職についてはいろ／＼困難もされておる

ようですから、できるだけそういう卒業生を事情の許す限り多く収容しようという方針ではあります。

○参考人(西村啓造君) 私も一言申上げます。先ほど申上げましたが、理論じやない、実情をお話申上げるのであります。前に高等小学卒業程度ぐわいの者に、二年の補習教育を、我々の会社の仕事に順応するような職業教育をやつたわけでありました。その後戦争中に中島さんのおつしやつたように、中学卒業生なんかと割振られて来たのですが、それらの人を見るという、いわゆる人間としてはできておるかも知れません。又立派な素養はあるのであります。が、職場における仕事振りをみると、却つて一、二年の短期の卒業生、我々の手許で育てた者よりも、平たい言葉で言へば役に立たない、そこで会社の取扱ひでも、或いは同僚の中でも、結局そういう人が重く用ゐられないというようにな不幸な結果になるのであります。それで私が申上げることは、職業教育というやうなことをそんなむづかしいことと言ひません。又我々の個々の工場なんかに必要な者を御要求することも無理であります。極く普通の、どこへ行つても役に立つやうなことは、いわゆる産業教育として学校で教わつていてもらつたならその人は幸福じやないかと、こう思ふのであります。それがその人の人格にどう影響するか、それをやつたから人格が悪くなる。私は思ひませんし、又その人が幸ひにも実業教育によつて社会に出たときに楽にいい位置、いい給付につければ、その人はその長い間に人格が一層よくなり、学校におる間だけぢやない、社会人としてからも教養が深くなり、いいスタートが切れるというやうな考えを持つておられます。

○委員長(堀越健郎君) 実業界のかたに御質問があるかたは簡単に……。

○岩間正男君 ちよつと西村さんにお伺ひしますが、先ほど西村さんだつたと思うのですが、学校を卒業して来たからタイプライターぐらいは打てるように、機械の組立ぐらいは打てるように、こういうお話なんです。これはやはり一般の教育の中でどこにでもそういう教育が行われて欲しいということをお求めじやないんですか。それとも特に産業教育というものは実業学校のな、実務に近いやうな教育の中でこれをとるのと、どつちをお考えになつていらつしやるのですか。

○参考人(西村啓造君) それは、私は日本の生活が余りアメリカに比べても、或いはヨーロッパに比べても時代遅れがして、機械というものが日本人にとつては一つの、ひどい言葉で言へば怖いものの存在のやうになつておるから、もつと機械というやうなものに馴染むということが近代人の生活だと思ふのです。それだから一遍にそれはタイプライターもでき、自動車の運転もできるというところは、日本としては望めないかも知れませんが、あつた近代生活に離れられないやうな機械というやうなものは、一通りの学校を出た人間は、大体は馴染んでおるといふやうなことを希望するんで、それが産業教育であらうが普通教育であらうが、私としては問題じやない。

○岩間正男君 そうですね。今の教育の中にそういう一つの技術教育といふやうなものを加味しろ、こういう御意見ですね。

○参考人(西村啓造君) ええそういうやうな……。

○岩間正男君 産業教育の中でそういうものを果すという意味じやなく……。それとも一つは、これは中島さんのお話だつたと思うのですが、これに對して大急ぎで技術を教えたほうがいいんじゃないか。こういうお話なんです。が、やはり教育の機会均等、それから一つは、一國の教育の行政として考えるときに、貧乏でそういう上の学校に進めないその子供だけを産業教育の対象にやつて行く場合、ここに我々の悩みを持つておるわけです。我々の立場としてはですね。そうじやなくつて、やはり、例えば中島さんのお子さんならお子さんでもそういうやうな教育をされる、そういうことが非常に重要なんだというふうに考えるわけなんです。が、どうもやはり貧富の差によつて、産業教育というものが一つの階級的な性格を持つておる形になるんですね。今のやうな話が……。

○参考人(西村啓造君) 私の考えは、金持の子であらうが貧乏の子であらうが、近代の社会生活には昔の日本の生活よりももつと機械というやうなものに馴染んだ生活、こういうものを利用する生活、そういうものを工夫するといふやうなことが今後の社会の進歩になるんだから、これはその人の地位とか、或いはそれが工場労働者にならうが、自立の経済をやらうが、そんなことは別問題で、そういう意味において、そういう科学的の水準をもつと高めるという意味において、いわゆる産業教育というものに若し織り込むものなら織り込んで頂きたい、こういうふうに思つておられます。

(若木勝蔵君発言の許可を求む)

○委員長(堀越健郎君) 実業界のかたに……。

○若木勝蔵君 いや、実業界じやないのです。

○委員長(堀越健郎君) それじや西村さん、お忙しでしようからお帰りのきまして、若木君。

○若木勝蔵君 私は現場の校長さんのかたに伺ひたいのであります。が、どなたでもよろしくごさいます。石田さんでも或いは都崎さんでも佐藤さんでも、どなたでも、現場の、特に高等学校の経営というやうな立場から、これは学校教育法に基き、或いは又高等学校設置基準、そういうやうなものに従つて高等学校を経営して行く場合に、いわゆる専門の学科についての教育に當つて、その場合に當つて設備とか或いは実験、実習の費用が極めて貧弱なために、それに示されておりますところの教育の実施ができてないから、そういう点について十分なる国家からの補助を頂けば、これでいわゆる今設置されておるところの高等学校の目的が達せられる。同時に勤労青年の教育の、産業人としての教育の振興もできる、こういう程度に考えられるか。或いは現在経営に當つた経験から見まして、今の学校教育法に示されておるところのこの高等学校の経営では、それでは到底十分であるからして、それは特別な教育体系を持つたところの、まあ産業教育というやうなもの、産業の振興という方面からどうしてもそういう形に進めなければならぬ、こういうふうにお考えになるか、この点について

て伺いたいと思います。

○委員長(堀越徳郎君) なたからでも……。

○若木勝義君 なたでも、向うの現場のかたでも……。

○参事人(佐藤孝次君) 私どもはこの新学制の発足につきましても参加しておるのではありませんが、その際に必ずしも職業教育の面が今日のとき頗る不振の状態になるとは思わなかつた。政府当局の努力によつて、又社会のこの面への理解、或いは我々の努力によつて、産業教育必ずしも振興し得ないものではないというふうに考へておつたのであります。従つてその範圍内において我々ができる限りの努力をして来たつもりであります。先ほども申し上げましたように、如何せん今日のこのままでは到底我々の希望するところの産業教育の十分なる責任を果し得ないというようなことから特別なことが必要であるということと、特に国庫補助の面を我々が強く希望しまして、これと関連いたしましてこの職業教育に関する法律の制定を望んだというのであります。これなければ絶対にできないと考へたわけではなかつたのであります。今日においてはこうした学校教育法や社会教育法と抵触するものではないと考へるのではありません。ただその補足をしたものであると思つております。これを設けることによつて産業教育の振興を期し得ると、こう考へておるようなわけでございます。

○委員長(堀越徳郎君) 栃木の高橋さんは栃木までお帰りになりますので、時間がありますから、高橋さんに御質問になる方は先に一つ……。

○矢嶋三義君 高橋さんにお伺いいたします。高橋さん、先ほど普通課程と専門課程の雑居では困るというふうなお言葉がちよつと出たのでございませうが、これは終戦後やつておるところの高等学校の総合経営というふうなものを否定される立場でございませうかどうも、もう少し掘り下げて意見を承わつて見たいと思つております。

○参事人(高橋通高君) 高橋です。お答えします。決して総合的な運営を否定したものではありません。むしろ私は、この総合的な運営を今後助長せなければならぬ、こう思つておるわけでも、この法案から考へられることは、その総合的な運営を阻害するような傾向が多分に含まれておるからこの点を修正して頂きたい、こういうことを申し上げたわけではあります。

○矢嶋三義君 それでは重ねてお伺いいたしますが、果によりますと総合高等学校ではどうしてもうまく行かないというので、総合高等学校について峻烈な批判をして、折角総合制にしたのを相当壞して行つておるところがあるように私どもも事案聞いておるわけでございます。私どもも、栃木県の実情は今どうでございますか。それとも総合高等学校をやられて、確たる見通しを立てられておられますか、重ねてお伺いしておきたいと思つております。

○参事人(高橋通高君) お答えいたします。私の県の実情を申し上げますと、概括して御報告すれば、先ずやつと現在見通しのつく、軌道に乗つた、この程度でございませう。将来はこの設備、それから職員組織、それからカリキュラムの再検討、こういう部面から一段と内容の充実を図つて行きたいと思つております。一例を申し上げます

と、私のところに足尾銅山があります。が、ここには従来銅山経営の私立の工業の高等学校がありましたが、終戦後私どもはこれを県営に移管し、併せてここに普通課程を設置して、総合経営を行つております。会社の方の設備、技師、そういうものを十二分に援助して頂いて、職員の不足、それから設備の不足、そういうものが会社の積極的な援助によつてなされました。実にこの法案に見られる第三條の五の実現がなされておるのであります。これは一つの例でありますけれども、そういう状態に行つておる場所もござい

ます。

○矢嶋三義君 次に伺いたいしたい点、まあ高橋さんは栃木県の教育行政の責任者の立場におられるわけでありませうが、先ほどのお言葉の中にも、実験実習の不十分とか、高等学校教育の不十分なる面も言葉の端に出されたかと思つてございませうが、その場合この乙号暫定基準の言葉が出ました。が、文部省でちやんと省令で高等学校設置基準というものをきめて、それに生徒数の定員も職員の定員も、施設の基準もきめておつて、なお且つこれが実施されないで、而もこの本年度甲号基準になるべき段階に来てなお乙号暫定基準でやつておる。こういう実情について、まあ職業課程の高等学校のみならず、一般高等学校からも相当教育行政責任者であるあなたの方のほうにいろいろ学校長のほうから意見が出ておるんじゃないかと思つてございませうが、その代表的な意見を余り長くなりません程度で今承わりたいと思つてございませう。

○参事人(高橋通高君) 誠に取し話ですが、私の県はまだ乙号暫定基準を脱却することは今年も不可能であります。大体県全体の職員を昨年度だけ確保するのには、全県下のPTAの署名捺印をもらひまして、やつと我々委員会をあと押しして頂いて現在の職員数を確保したような状態です。先ずこの法案に盛り込まれた内容を獲得するといふことは実に遠い話であります。従つて私どもの希望は、先ほども申し上げたように大部分の校長の意見、現場の声は、こういう法案は誠に結構だけれども、これを実施する際には腰砕な、補助或は予算の範圍内、こういうような空手形ではなく、はつきりと国庫補助と、こういうふうな補つて頂きたい。そうしないと、私どもは折角この立派な法案を頂戴いたしましたも、これを現場に実施する際に、予算の面、金の面で行詰つてしまふのであります。

細かい点は申し上げませんが、とにかくこの法案を実施する際には、補助の面をはつきりと補つて頂きたい。そういたしましたと、我々はこのような責任を持たせられまして、無い袖は振れないのであります。十分この点御審議なさる各位の御努力をお願いしたい、こう思つております。

○矢嶋三義君 私だけやつて済みませうが、あと二点だけお伺いしたいと思つております。あとで現場の校長さんからも承わりたいと思つてございませうけれども、先ず教育委員会としての高橋さんにお伺いしたいのですが、それは少し根本に遡るのでございませうけれども、今盛んに施設と予算というものを非常にクローズ・アップしておるわけなんです。が、予算を取り、施設ができただけで職業教育の振興ができるものでしょうか。もう少し申し上げますと、今

の高等学校の八十五単位、それと必修の三十八単位との関連ですね。これはまあ現場においてはどういうふうなやられておるかということ校長さんから承わりたいと思つてございませうが、あの八十五単位と三十八単位のあれで職業教育というものは本邦に振興するものでしょうかどうでしょうか。まあ平素からお考へになつておるかと思つておりますが、簡単によろしくございませうから、その御見解も承つておきたいと思つております。

○参事人(高橋通高君) 私の知つておる範圍を申し上げますならば、八十五単位、あんなものでは到底不可能だから法で縛られておりますので、どうしようもないですけれども、できる限り我々の学校の運営についての立場からいいますと、これを課外補習とかいふ、何といひますか、補助的な、法以外の、努力を払つてこれらの不足を補つておるわけでありまして、なお産業人が果してこんな形で立派に育成ができるかどうか、現在の程度のもので満足できるかどうかというところについては、いろいろ細かい点があるかと思つておりますが、私の承知しておる範圍では、まあ痒いところに手が届かないというものが現実の問題じやないかと思つております。こういうふうな思つております。

○矢嶋三義君 最後にもう一点お伺いしたいと思つてございませうが、それは国立の大学並びに私立の大学がこれは文部大臣所管になつておるのでございませうが、地方の公立学校が地方教育委員会の所管になり、私立学校と公立の大学だけがまあ地方の首長の所管になつてお

と、私のところに足尾銅山があります。が、ここには従来銅山経営の私立の工業の高等学校がありましたが、終戦後私どもはこれを県営に移管し、併せてここに普通課程を設置して、総合経営を行つております。会社の方の設備、技師、そういうものを十二分に援助して頂いて、職員の不足、それから設備の不足、そういうものが会社の積極的な援助によつてなされました。実にこの法案に見られる第三條の五の実現がなされておるのであります。これは一つの例でありますけれども、そういう状態に行つておる場所もござい

ます。

○矢嶋三義君 次に伺いたいしたい点、まあ高橋さんは栃木県の教育行政の責任者の立場におられるわけでありませうが、先ほどのお言葉の中にも、実験実習の不十分とか、高等学校教育の不十分なる面も言葉の端に出されたかと思つてございませうが、その場合この乙号暫定基準の言葉が出ました。が、文部省でちやんと省令で高等学校設置基準というものをきめて、それに生徒数の定員も職員の定員も、施設の基準もきめておつて、なお且つこれが実施されないで、而もこの本年度甲号基準になるべき段階に来てなお乙号暫定基準でやつておる。こういう実情について、まあ職業課程の高等学校のみならず、一般高等学校からも相当教育行政責任者であるあなたの方のほうにいろいろ学校長のほうから意見が出ておるんじゃないかと思つてございませうが、その代表的な意見を余り長くなりません程度で今承わりたいと思つてございませう。

○参事人(高橋通高君) 誠に取し話ですが、私の県はまだ乙号暫定基準を

脱却することは今年も不可能であります。大体県全体の職員を昨年度だけ確保するのには、全県下のPTAの署名捺印をもらひまして、やつと我々委員会をあと押しして頂いて現在の職員数を確保したような状態です。先ずこの法案に盛り込まれた内容を獲得するといふことは実に遠い話であります。従つて私どもの希望は、先ほども申し上げたように大部分の校長の意見、現場の声は、こういう法案は誠に結構だけれども、これを実施する際には腰砕な、補助或は予算の範圍内、こういうような空手形ではなく、はつきりと国庫補助と、こういうふうな補つて頂きたい。そうしないと、私どもは折角この立派な法案を頂戴いたしましたも、これを現場に実施する際に、予算の面、金の面で行詰つてしまふのであります。

細かい点は申し上げませんが、とにかくこの法案を実施する際には、補助の面をはつきりと補つて頂きたい。そういたしましたと、我々はこのような責任を持たせられまして、無い袖は振れないのであります。十分この点御審議なさる各位の御努力をお願いしたい、こう思つております。

○矢嶋三義君 私だけやつて済みませうが、あと二点だけお伺いしたいと思つております。あとで現場の校長さんからも承わりたいと思つてございませうけれども、先ず教育委員会としての高橋さんにお伺いしたいのですが、それは少し根本に遡るのでございませうけれども、今盛んに施設と予算というものを非常にクローズ・アップしておるわけなんです。が、予算を取り、施設ができただけで職業教育の振興ができるものでしょうか。もう少し申し上げますと、今

の高等学校の八十五単位、それと必修の三十八単位との関連ですね。これはまあ現場においてはどういうふうなやられておるかということ校長さんから承わりたいと思つてございませうが、あの八十五単位と三十八単位のあれで職業教育というものは本邦に振興するものでしょうかどうでしょうか。まあ平素からお考へになつておるかと思つておりますが、簡単によろしくございませうから、その御見解も承つておきたいと思つております。

○参事人(高橋通高君) 私の知つておる範圍を申し上げますならば、八十五単位、あんなものでは到底不可能だから法で縛られておりますので、どうしようもないですけれども、できる限り我々の学校の運営についての立場からいいますと、これを課外補習とかいふ、何といひますか、補助的な、法以外の、努力を払つてこれらの不足を補つておるわけでありまして、なお産業人が果してこんな形で立派に育成ができるかどうか、現在の程度のもので満足できるかどうかというところについては、いろいろ細かい点があるかと思つておりますが、私の承知しておる範圍では、まあ痒いところに手が届かないというものが現実の問題じやないかと思つております。こういうふうな思つております。

○矢嶋三義君 最後にもう一点お伺いしたいと思つてございませうが、それは国立の大学並びに私立の大学がこれは文部大臣所管になつておるのでございませうが、地方の公立学校が地方教育委員会の所管になり、私立学校と公立の大学だけがまあ地方の首長の所管になつてお

と、私のところに足尾銅山があります。が、ここには従来銅山経営の私立の工業の高等学校がありましたが、終戦後私どもはこれを県営に移管し、併せてここに普通課程を設置して、総合経営を行つております。会社の方の設備、技師、そういうものを十二分に援助して頂いて、職員の不足、それから設備の不足、そういうものが会社の積極的な援助によつてなされました。実にこの法案に見られる第三條の五の実現がなされておるのであります。これは一つの例でありますけれども、そういう状態に行つておる場所もござい

ます。

○矢嶋三義君 次に伺いたいしたい点、まあ高橋さんは栃木県の教育行政の責任者の立場におられるわけでありませうが、先ほどのお言葉の中にも、実験実習の不十分とか、高等学校教育の不十分なる面も言葉の端に出されたかと思つてございませうが、その場合この乙号暫定基準の言葉が出ました。が、文部省でちやんと省令で高等学校設置基準というものをきめて、それに生徒数の定員も職員の定員も、施設の基準もきめておつて、なお且つこれが実施されないで、而もこの本年度甲号基準になるべき段階に来てなお乙号暫定基準でやつておる。こういう実情について、まあ職業課程の高等学校のみならず、一般高等学校からも相当教育行政責任者であるあなたの方のほうにいろいろ学校長のほうから意見が出ておるんじゃないかと思つてございませうが、その代表的な意見を余り長くなりません程度で今承わりたいと思つてございませう。

○参事人(高橋通高君) 誠に取し話ですが、私の県はまだ乙号暫定基準を

脱却することは今年も不可能であります。大体県全体の職員を昨年度だけ確保するのには、全県下のPTAの署名捺印をもらひまして、やつと我々委員会をあと押しして頂いて現在の職員数を確保したような状態です。先ずこの法案に盛り込まれた内容を獲得するといふことは実に遠い話であります。従つて私どもの希望は、先ほども申し上げたように大部分の校長の意見、現場の声は、こういう法案は誠に結構だけれども、これを実施する際には腰砕な、補助或は予算の範圍内、こういうような空手形ではなく、はつきりと国庫補助と、こういうふうな補つて頂きたい。そうしないと、私どもは折角この立派な法案を頂戴いたしましたも、これを現場に実施する際に、予算の面、金の面で行詰つてしまふのであります。

細かい点は申し上げませんが、とにかくこの法案を実施する際には、補助の面をはつきりと補つて頂きたい。そういたしましたと、我々はこのような責任を持たせられまして、無い袖は振れないのであります。十分この点御審議なさる各位の御努力をお願いしたい、こう思つております。

○矢嶋三義君 私だけやつて済みませうが、あと二点だけお伺いしたいと思つております。あとで現場の校長さんからも承わりたいと思つてございませうけれども、先ず教育委員会としての高橋さんにお伺いしたいのですが、それは少し根本に遡るのでございませうけれども、今盛んに施設と予算というものを非常にクローズ・アップしておるわけなんです。が、予算を取り、施設ができただけで職業教育の振興ができるものでしょうか。もう少し申し上げますと、今

の高等学校の八十五単位、それと必修の三十八単位との関連ですね。これはまあ現場においてはどういうふうなやられておるかということ校長さんから承わりたいと思つてございませうが、あの八十五単位と三十八単位のあれで職業教育というものは本邦に振興するものでしょうかどうでしょうか。まあ平素からお考へになつておるかと思つておりますが、簡単によろしくございませうから、その御見解も承つておきたいと思つております。

○参事人(高橋通高君) 私の知つておる範圍を申し上げますならば、八十五単位、あんなものでは到底不可能だから法で縛られておりますので、どうしようもないですけれども、できる限り我々の学校の運営についての立場からいいますと、これを課外補習とかいふ、何といひますか、補助的な、法以外の、努力を払つてこれらの不足を補つておるわけでありまして、なお産業人が果してこんな形で立派に育成ができるかどうか、現在の程度のもので満足できるかどうかというところについては、いろいろ細かい点があるかと思つておりますが、私の承知しておる範圍では、まあ痒いところに手が届かないというものが現実の問題じやないかと思つております。こういうふうな思つております。

る。従つて先ほどあなた様の御意見の中にもありましたように、地方審議会が兩股にかかるような形になつておる。これについて或るかたからは、飽くまでも教育委員会の指導性において運営されるという意見が出たのでありますが、結局私立学校の所管をどこに持つて行こうという問題になると思つておりますが、教育委員会といつたしましては、やはりこの私立学校は教育委員会の所管にしない、知事の所管、今のままがいいようにお考えになつておられるかどうか、それともこれを知事の所管から、全部教育一切は教育委員会の所管にしたほうがいいというふうなお考えを持つておられるかどうか。私立学校の所管の件につきまして教育委員としてのあなたの御見解をお伺いしたいと思います。

○参考人(高橋通海君) 私どもの県では、実質的には委員会が一切責任を持つて運営しております。私立学校も形の上では、併し県費補助或いは国家の補助を受けるために恰好だけは知事の所管に入れておられますけれども、運営面或いはその他実質的な管理の面は一切私どもがお預りしてやつております。そうしない場合には、到底私立学校独自の立場に立つてそうして予算をとるか、或いは内容の均一化、公立学校とレベルをひとしくするという努力を払つても、これは不可能なんです。現在の私立学校は実にこれは苦しい立場に立つておりますので、私どもは先ほど松野さんからもお話がありましたように、私の考えから言えば、私立学校も委員会の直轄下に置くというところが一手にやりやすいのじゃないか。別に細張の問題とか何とかじゃない。

○若木勝蔵君 先ほどの続きを質問いたします。先ほどのお話では、現在の高等学校の経営では到底責任あるところの教育は果し得ないというふうなお話であつたのでありますが、どういふ点についてそういう点が言われるか、それを具体的にお願いしますと思ひます。

○参考人(佐藤孝次君) それは最も大きな面は施設の面であります。先ほど申し上げたのでありますが、もう戦災学校のようなどころは殆んど目も当てられないような貧弱な設備でありますから、工業学校は、私の区域で言いますれば、責任ある工業教育は成立したくない、我々は責任を持ってない、こういうことなんです。

○若木勝蔵君 そうするとそれは設備の上の問題ですか。そうすると経費によつて解決できる問題ですね。

○参考人(佐藤孝次君) 設備の面は経費でできますが、一つ最も大きな問題を申し上げたのでありますが、なお運営に關して非常な不自由を感じておりますし、又教師の面についても非常に不都合を感じておりますし、それから教科書の面なども非常にこれは困つております。多々あります。かようなわけです。

○若木勝蔵君 私の伺いたいのは、そういう経費によつて解決し得る問題は簡単にできるだらうと思ひます。そのうでなしに、学校の経営上から今の高等学校のこの学校教育法、或いは設置基準に示された、これによつて経営して行く場合には、到底責任あるところの教育はできない、産業教育について……だから新たなところのこのいう産業教育法案というふうな別な機構を持つて来なければならぬ、どこまでも考えらるるか。その問題を聞いたのです。

○参考人(山本佳男君) 現在の一番の欠陥は、先ほどから佐藤さんからも話された通り設備の点、それから教員の面、それから教科課程の内容、運営上の面、それらには教科書の面とか多々あると思いますが、これらが十分に行つたならば、この職業教育というものは振興するのじゃないか、こういうふうに一応は考えられますが、私は今までの歴史から考えまして、これは到底不可能な話、というのは、ここに中学校から中学校の職業科、国語、社会、理科というふうな教科がござりますが、決して職業科はこれは特別に取扱へない、これは言うてないと思ひます。これが施設は全然ありはしない。もう教員も嫌な者が多いといつてもいいんじゃないかと思ひますが、この施設を整え、教員も十分なものを整えて、而もその内容も運営よろしきを得たら、これは国語、社会、数学、そうしたものと同様に同じレベルまでに私は一般がこれは食いついて来るが、今までの面からは私は食いついて来ない。というのはどういふ点にあるかと言へば、明治初年以來日本の教育といふものは、むしろ指導者の養成であると申してもよい。つまり小学校出た者は中学校

に、中学校出た者は高等中学に、高等中学出た者は大学にと、そしてそこに椅子を狙つてやつて来た。こうした長い間の習慣といふものは、職業に従事する者に対しての考え方といふものが、一段低いというふうな慣例が未だ去つていない。それが証拠には、現在普通課程に進む者、大学に進む者は一部分である。約六割から七割という者が産業に従事するにかかわらず、先ほど統計を示しましたように、農家の長男で当然、当然じゃなくて実質上農家の跡を経営して行くにかかわらず、普通課程、昨年の例であります、一万余名であります。これが今後の商業或いは水産、こうした面に普通課程を出てそして従事しておる。いづれも高等学校であつて、そこには何ん人格教養の面においても、高等学校の目標といたしましては、一般教養とかそれから職業的な教養、それから個性の進展と、三大目標があるにかかわらず、現在それを等閑に附しておる方面に向うという点は、何となしにこれは一般普通課程に進んだほうが見栄もいゝし、将来も何とかなるだらう、こういうふうな考え方がないか。そこにおいてこの設備をしましても、同じレベルまでには私は一般の考え方といふものは行かん。それでこうした欠けておるほうをビツク・アップして、これは国家の面からも必要だらうという点を叫んで、初めて同じレベルに行くのじゃないか。そういう面から、今まで特に教育法におきましてはこういう点が欠けておつたのだ、そこでそれを、この面が欠けておつたのだという点を社会に明らかにすることが極めて私は必要なものじゃないかと思ひます。そこでこの補足的なものを一つの単行法といたしまして出すことは、現在から推して将来極めて必要だ、こう考へる次第であります。

○木村守江君 ちよつと松野さんにお願ひします。松野さんはさつきこの法案の中に各種学校を入れないことは玉に疵だといふふうな話をなさいましたが、各種学校と申しましても非常に種々雑多な学校があると思ひます。が、どういふような程度に各種学校を限定なさるか、お伺ひしたい。

○参考人(松野喜内君) 木村先生の御質問は、先ほど私が証言申し上げました、又希望申し上げました各種学校、一口に各種学校と申しましてもいろいろある。その中には、産業に殊に貢献し……つまり私立学校中の中学校や高等学校、こういうものが産業教育に従事したと同じようなふうに、各種学校においても同様の貢献をしておるものがあることを見逃しては困る。これについても機会均等にお願ひしたいと申上げたのです。従つて各種学校は多種多様ですから、これが検討を加え、如何なるところに補助を与えるか、如何なるところに一線を画するかといふことが問題になつて来ると考えます。よつて学校法人又は準学校法人といふところに一線を願ふことも一つだと思ひます。又そのうち補助を望まない学校もあるかも知れません。又その点も選択よろしきを得て、審議委員諸公等に検討を頂いて……持殊学校を出た者が懸念に与らないで無視されることのないよう、ひとしく産業の奨励、振興に骨折つておることが認められないことは、不公平といふか、遺憾に思つております。仰せの通り多種多様です

に、中学校出た者は高等中学に、高等中学出た者は大学にと、そしてそこに椅子を狙つてやつて来た。こうした長い間の習慣といふものは、職業に従事する者に対しての考え方といふものが、一段低いというふうな慣例が未だ去つていない。それが証拠には、現在普通課程に進む者、大学に進む者は一部分である。約六割から七割という者が産業に従事するにかかわらず、先ほど統計を示しましたように、農家の長男で当然、当然じゃなくて実質上農家の跡を経営して行くにかかわらず、普通課程、昨年の例であります、一万余名であります。これが今後の商業或いは水産、こうした面に普通課程を出てそして従事しておる。いづれも高等学校であつて、そこには何ん人格教養の面においても、高等学校の目標といたしましては、一般教養とかそれから職業的な教養、それから個性の進展と、三大目標があるにかかわらず、現在それを等閑に附しておる方面に向うという点は、何となしにこれは一般普通課程に進んだほうが見栄もいゝし、将来も何とかなるだらう、こういうふうな考え方がないか。そこにおいてこの設備をしましても、同じレベルまでには私は一般の考え方といふものは行かん。それでこうした欠けておるほうをビツク・アップして、これは国家の面からも必要だらうという点を叫んで、初めて同じレベルに行くのじゃないか。そういう面から、今まで特に教育法におきましてはこういう点が欠けておつたのだ、そこでそれを、この面が欠けておつたのだという点を社会に明らかにすることが極めて私は必要なものじゃないかと思ひます。そこでこの補足的なものを一つの単行法といたしまして出すことは、現在から推して将来極めて必要だ、こう考へる次第であります。

○木村守江君 ちよつと松野さんにお願ひします。松野さんはさつきこの法案の中に各種学校を入れないことは玉に疵だといふふうな話をなさいましたが、各種学校と申しましても非常に種々雑多な学校があると思ひます。が、どういふような程度に各種学校を限定なさるか、お伺ひしたい。

○参考人(松野喜内君) 木村先生の御質問は、先ほど私が証言申し上げました、又希望申し上げました各種学校、一口に各種学校と申しましてもいろいろある。その中には、産業に殊に貢献し……つまり私立学校中の中学校や高等学校、こういうものが産業教育に従事したと同じようなふうに、各種学校においても同様の貢献をしておるものがあることを見逃しては困る。これについても機会均等にお願ひしたいと申上げたのです。従つて各種学校は多種多様ですから、これが検討を加え、如何なるところに補助を与えるか、如何なるところに一線を画するかといふことが問題になつて来ると考えます。よつて学校法人又は準学校法人といふところに一線を願ふことも一つだと思ひます。又そのうち補助を望まない学校もあるかも知れません。又その点も選択よろしきを得て、審議委員諸公等に検討を頂いて……持殊学校を出た者が懸念に与らないで無視されることのないよう、ひとしく産業の奨励、振興に骨折つておることが認められないことは、不公平といふか、遺憾に思つております。仰せの通り多種多様です

に、中学校出た者は高等中学に、高等中学出た者は大学にと、そしてそこに椅子を狙つてやつて来た。こうした長い間の習慣といふものは、職業に従事する者に対しての考え方といふものが、一段低いというふうな慣例が未だ去つていない。それが証拠には、現在普通課程に進む者、大学に進む者は一部分である。約六割から七割という者が産業に従事するにかかわらず、先ほど統計を示しましたように、農家の長男で当然、当然じゃなくて実質上農家の跡を経営して行くにかかわらず、普通課程、昨年の例であります、一万余名であります。これが今後の商業或いは水産、こうした面に普通課程を出てそして従事しておる。いづれも高等学校であつて、そこには何ん人格教養の面においても、高等学校の目標といたしましては、一般教養とかそれから職業的な教養、それから個性の進展と、三大目標があるにかかわらず、現在それを等閑に附しておる方面に向うという点は、何となしにこれは一般普通課程に進んだほうが見栄もいゝし、将来も何とかなるだらう、こういうふうな考え方がないか。そこにおいてこの設備をしましても、同じレベルまでには私は一般の考え方といふものは行かん。それでこうした欠けておるほうをビツク・アップして、これは国家の面からも必要だらうという点を叫んで、初めて同じレベルに行くのじゃないか。そういう面から、今まで特に教育法におきましてはこういう点が欠けておつたのだ、そこでそれを、この面が欠けておつたのだという点を社会に明らかにすることが極めて私は必要なものじゃないかと思ひます。そこでこの補足的なものを一つの単行法といたしまして出すことは、現在から推して将来極めて必要だ、こう考へる次第であります。

○木村守江君 ちよつと松野さんにお願ひします。松野さんはさつきこの法案の中に各種学校を入れないことは玉に疵だといふふうな話をなさいましたが、各種学校と申しましても非常に種々雑多な学校があると思ひます。が、どういふような程度に各種学校を限定なさるか、お伺ひしたい。

が、一線を画することによつて一つ芽を出して頂きたい、こういう考えです。

○木村守江君 重ねてお尋ねしますが、誠に失礼な言い分かも知れませんが、進学校法人と申ししても、本當に名前だけが進学校法人で、内容においては全く営利的なような学校も多いと思うのですが、その点如何ですか。

○参考人(松野喜内君) お答え申し上げます。今仰せの通りで、実は若し時間があるれば委員各位にも、今日の日本における各種学校の現状を一部でも見て頂きたいと思うのですが、文部省は最近各種学校の数を調査しております。まだ全部集りませんが、例えば大阪等はまだ来ておりませんが、はつきりしたことは申し上げかねますが、今申しましたいわけの学校法人というのが百三十七、併しこの中にはいわゆる産業教育といつたようなものも含まれて、盲聾学校とか幼稚園等も含んでおることを御承知頂きたい。又進学校法人の今日までに出ておるのは七十四校となつております。そういたしますとこれら併せて二百十一と申しましたようか、そして今この百三十七と申し上げようか、ましてどんなことになりましょうか。確かに細かいところまでお答えしませんが、仮にそれが百となつたといたしますと、その中から補助をすべきものの選択を誰がするから、それは先ほど申しました審議委員諸君が検討するといふのが一つの建前だと存じます。如何がわしいものは無論オミットして、いふものは一つ芽を出して頂きたいといふのがお願いです。

○木村守江君 有難うございました。次に日教組の横枝君にちよつとお伺い

します。極めて単刀直入ですが、横枝君はこの法案に賛成なんですか。○参考人(横枝元文君) 端的にお答えいたしますと、現在出されております法案、このままの形においては反対です。

○木村守江君 それではちよつとお尋ねしますが、私の聞いた範囲においては、この法案がいわゆる教育基本法並びに学校教育法並びに学校教育法といふものから逸脱したような法案だといふように第一番に聞いたのですが、私の聞いたところでは、それからあなたに教育に關係されておられる、實際教育家としてこの法案が通りまして、こういう教育行政をやつて、それが本當に教育基本法にも学校教育法にも關係しないのでやつて行くのだといふように考えますか。

○参考人(横枝元文君) 私は教育基本法なり或いは学校教育法あたりと全然關連しないのでこれを行くといふことは非常に困難だと思つております。だが併しこれは補助法になつておりますから、特に学校教育法の補助的な法律になつておるということ、而もその内容、主目的は、やはり一定の予算を以て補助する、いわゆる財源の面です。ね、その面が重点的に取上げてあるわけですから、この終いのほう……、そうしますと一般の学校教育といふものを離れて、補助といふことが一番の主眼になつておるとすれば、今各種学校のお話もありましたように、この前天野文相の御発言にあつた、運用を誤らなければ賛成だといふような、あの言葉もありましたように、運用を一步誤れば非常に学校教育を逸脱した方向に行く危険性といふものを包蔵していると

いふ点を指摘したのです。○木村守江君 それでは結局この法案といふものはそのままで教育基本法、それから学校教育法といふものに順応した産業教育を行うといふように考えられますか。

○参考人(横枝元文君) これは私の趣旨はこうです。よく確認して頂きたいのは、どこまでも教育基本法に則つた法律であり、そして学校教育法と社会教育法といふ二つの体系に分れておられますけれども、先ほど申し上げたのは、この二條において定義で明らか

にここに出ておられるのは、中、高、大、それに持つて行つて青少年、或いは一般公衆といふ方面にまで發展しておるということに非常な範圍が廣闊しておる。従つて飽くまでも教育基本法に則つて、而もその中の学校教育法に限定してもらいたいといふのが私の一点であります。○木村守江君 私は横枝君は實際教育家で非常な経験を持つていらっしゃるから言つたのですが、この法案が素人に示すのだつたら、この第一の目的の場合に、この法律は、教育基本法に基き学校教育法並びに社会教育法の精神に順応して産業教育と、こういうふうなことを、それは素人に示すならばそれまで確然としなくちやならないと思つたのですが、少くとも学校教育をなさつて教育の實體を知つていふ人だつたら、私はそういうような制限と言へば言い過ぎかも知れませんが、要らないじやないかと思つたが、如何ですか。

○参考人(横枝元文君) 私が申し上げるのは、決して目的の一條なら一條の文句の中に、あえて教育基本法に則るとか何とかといふようなことがあるとか、入れなければならぬとかどうかいふことではないわけですか。と申しますのは、例えば補助の場合を見ますと、第十八條の二項に「前項に規定するもののほか、国は、公立学校の設置者に對し、予算の範圍内において、左の各号に掲げる経費について、補助するものとする。」更に一項に「掲げてありませんが、一定の基準といふものが一体何に定められるかといふことが、今度のこの法案自体で行きますと、地方教育審議会といふものが基準を定めるといふことになつて来るわけですか。そういうときに、飽くまでも学校教育といふカテゴリーを踏むならば、どこまでも教育が主眼でなければならぬ。その場合極端な例を申し上げて失礼かと思ひますが、若しも日本の曾つての戦争中でありました、一時軍需産業といふものが非常に盛んになつて、これが増大した。そうしたときにそういう軍需産業を行なつていふ会社あたりに学校の生徒、学生といふ者が動員されておつた。そうした場合には、それは学校の研究施設と見なして、そういうものに對する補助も出すという方面に發展する危険性もなきにしもあらずといふことを指摘したのであります。決して言葉や字句そのものではないわけですか。

○木村守江君 私は横枝君のさつきのお話を聞いていますと、第一にいわゆる教育基本法並びに学校教育法、これと離れたような方向に行きやしないかといふようなことを非常に慮れておつたので、そういうことを言つたわけなんです。その点はそういうふうなお考えでしたならばそれでいいとしまして、第二番目に、横枝君のいわゆる實際の収益を施設の充実に充てるということについて、横枝君は實際実業学校の先生をしておつて、そして非常に弊害を認めたといふお話を聞きましたが、それと反對に、實際によつて生じた収益を一遍原に収めるといふことが、果して正直にやられますかどうか。それからそのままだ、實際収益金といふようなものでも収益金にしないで無駄使ひしてしまふといふようなことが實際ありませんでしたか。

○参考人(横枝元文君) 私が先ほど自分で体験したと申し上げましたのは、実業学校の教師として体験したのであります。それは学生の頃に修学旅行に半分補助するからといつて、一生懸命働いて農作物を売つて、その収益を以て補助するといふようなことをやられたのであります。そういうことによつて卒業旅行の半分を補助して貰つた。これによつて卒業旅行ができる。一生懸命働かせられたところの体験を持つておる。こういう危険性がある。それから今木村先生は正直に納めるかどうかといふことをおつしやつたけれども、私はやはり、飽くまでも正直に納めないであらうからといふのでこれをこういう形にするといふところにこの立案の本旨があると思つた。これはなお更危険なものだと思つた。

○木村守江君 その横枝君の体験は、この法案とは別に關係がないと思つた。私は實際この問題にぶつかつて實際やつたのですが、實際によつて得た金を以て施設に充てるということが行き過ぎかどうかは、指導する先生によつて異なります。勿論先生が間違つて指導したら行き過ぎになるかも知れませんが、少くとも本當に産業教育を進

展させようという考え方であつたら、
そういうことはなくなると思うのです
が、如何ですか。

○参考人(横枝元文書) 勿論運用する
先生によつて相当変つて来るというこ
とは当然言ひ得ると思ひます。併し原
則的には、やはり実業学校というもの
は収益というものを目標にするのでな
くして、収益を以て自分の施設に充て
るとか、或いは生徒、学徒の厚生事業
に充てるといふように原則的に立法化
されておるといふことは、これはやは
りこの方面にどうしても重点をお
かざるを得ない。ところがこの間永田
町小学校において促進大会がありまし
たときに或る農業学校の校長さんが見
えておりました、一晩私のところに來
られてこの法案について話をされた。
そのときにこの補助に関する四條につ
いての問題が提起されたときに、その
農業学校の校長さんがこういふことを
おつしやつた。今までのように国や県
から予算的な補助をしないで、非常に
貧弱である場合は止むを得ずこうい
うものを以て充てるけれども、これは本
道じやないと思ふ。それによつて一層
経費の削減ということがなされる。こ
れはその校長さんの体験されたこと
で、丁度その隣にもう一つの農業学校
があつた場合、県で予算を編成するこ
きに、大体あつたところはこれくらいの
収益があるからこれくらいの予算をや
ろ。こういふふうに出て来る。そうす
ればどうしてもそれくらいの売上げと
いふものを上げなければならぬ。上
げなければ自分の施設が悪くなるとい
う場合に、どうしても生産というもの
に重点をおかざるを得なくなるという
ことです。

○委員(横枝元文書) 木村さん簡單
に願ひます。
○木村守江君 今収益の問題を予算に
組むというものは、これは収益を見込
んでる予算を組むということでは私は
いだらうと思ひます。例えば農学校だ
つたら、鶏が何羽あるから、それから
卵が幾ら取れるというふうな計算でや
るものでありますから……、(意見は抜
きにしてやれ)と呼ぶ者あり、その他
発言する者多し) あなたと考へ方違
うかも知れませんが、実際問題とし
て、何もなくて教育されるのと、誰か
の幾分の犠牲によつて作られた施設に
よつて教育された効果とは、実際問題
としてどうだと思ひますか。理論でな
しに……。

○参考人(横枝元文書) 理論ではなく
て……、自分の施設というものは自分
で実際に生み出して、生産によつてそ
れでできたという施設、そういうもの
を尊ぶという精神、これは学校教育と
してはあり得べきではないと思ひま
す。
○木村守江君 勿論あり得べき形態で
はないが、実際問題となつた場合にど
うですか。何も施設がないよりもある
ほうが……。

○参考人(横枝元文書) 極論して、無
より有を生ずるならば……。(答弁す
る必要なし)と呼ぶ者あり、その他発
言する者多し)。
○木村守江君 予算の問題ですが、定
められた金額を予算として毎年出すと
いふのはどういふのですか。
○参考人(横枝元文書) 予算問題で私
の申上げたのは、定められた金額とい
うのは、幾ら／＼と定められたものを
もと／＼金額を明記するといふことは

これは不可能だと思ふ。毎年経済的に
予算というものは動いております。而
も一体基準に合わないものがどれだけ
あるかというところは、毎年動的なもの
ですから、法文上幾ら補助せよという
ような、金額を明記せよといふことは
不可能である。私が申上げたのは、決
して金額を明記するといふわけではな
いのであります。要するに毎年予算
を持つて補助金を組み、予算によつて
編成されるところの金額を支出する
と、はつきりと法制上必ず國家は職業
教育振興に關しては予算を編成しなけ
ればならないという義務付けをしてお
かなければ、有名無実の法案になる虞
れがあるといふことを申上げたわけで
あります。

○木村守江君 この法案が通つたら、
勿論これは予算を作つてそれを提出し
なければいけないのじやないですか。
これは当然予算を作るために出す法案
なんです。
○参考人(横枝元文書) それは予算を
作るために出す法案であるといふこと
は明らかであります。この法案の條項
の解釈で行つた場合には極めて消極的
である。これはもう少し積極的な法律
にすべきだと思ひます。
○木村守江君 もう一つ、この補助の
方法によると、それは地方の財政的負
担が大きくなるというふうな話です
が、私はこれは補助の建前からいつ
て、勿論全額國庫支出は誰都希望す
るところですが、実際問題で義務教育
は、小学校の建築にしても又新制中學
の建築にしても、これは全額負担とい
うことはでき得ない問題なんです。そ
ういふ点から考へて、これはやはり國
庫から或る程度の……大体において半

額負担なんです、半額補助というよう
な線をきめなければ、これは到底國
庫財政が許さない。従つてそういうこ
とになると、この法案がでないとい
うことになるのではないかと思ひます
が、これについて何かお考へは……。
○参考人(横枝元文書) これは法文上
は、この前衆議院に出ておつたとき
は二分の一といふことが入つておしま
したが、今度削除されておりますが、
今の木村先生の御発言によりまして、
やはり半額という氣持で書いておるの
だとおつしやられておりますが、そ
うなりますとなお更この法案で、ここ
のようになつて一定の基準に達しないも
のについてこれを高めようとする場合に
おいては、この文句の解釈はどのよう
になつて行くかといふと、例えば
山口県と広島県の二県で以て、山口県
は非常に貧弱な、そうして教育予算と
いふものは少い。隣りの広島県は或る
程度裕福である。こう仮定した場合
に、いずれの県の農業学校も不足して
おる。併しながらその場合に山口県は
不足しておるけれども高めようとする
ことはできない。自分の県財政が許さ
ないといふ場合にはこれに對して補助
を与えられない。自分の県でこれを高
めようといふので予算を編成した場合
には、二分の一を國から補助してもら
うといふことになる、この法文解釈
からいつてそういうふうな……。

○木村守江君 そういう問題は、平衡
交付金でアンバランスを修正されるこ
とになる。
○参考人(横枝元文書) そこが私の
おそれるところです。平衡交付金で
この半額なりそういうものを切るとい
ふことになる、現在平衡交付金が非
常に……。
〔岩間正男君委員長、質問の整理
をやつてくれ〕と述べ、その他発
言する者多し)。
○木村守江君 それは違ひますよ、平
衡が平衡交付金に入つておるといふ意
味ではない。地方財政のアンバランス
は平衡交付金によつて……。
〔岩間正男君「今日は意見を聞いて
置くだけではなかつたか」と述
ぶ、その他発言する者多し)。
○木村守江君 この法案が戦争を誘発
する虞れがあるといふのはどういふ点
ですか。戦争を誘発する虞れがあるの
ですか。

○参考人(横枝元文書) いや、それは
私の発言ではありません。
○木村守江君 いや、さつき矢川さん
だつたか、戦争を誘発する虞れがある
といふことを言つたときに、あなた
は、私も運営如何によつてはさうい
う虞れがあるといふことを言つたから、
私は聞いておるのですが。
○参考人(横枝元文書) いや、わかり
ました。私がさつき申上げたのは、戦争
誘発の虞れがあるといふこと、そう
でない平和、これこそ平和だといふ二
つの線が出ましたが、これはいづれも
肯定できないといふことを申上げたの
です。その戦争の誘発という問題は、先
ほどさつきと触れましたが、やはり
義務教育に關して國庫が補助をす
るといふ場合に、補助の基準というも
のをどこで作るかといふは、中央の産
業教育審議会というものでその基準設
定を行つて行く、無論これは文部省が
これに對しての決定はやるわけであり
ますが、中央産業教育審議会でもやつて

おる。この審議会のメンバーはどのような人かという点、その中には経済、産業、勤労等々の人間、各界から成立つておる。そうした場合に、日本の経済、日本の産業というものは常に重点というものがあつたわけだ。そのときに国の政策として、ここで若し軍需産業方面に重点を置く、平和産業から軍需産業に切替へようとなさんとすれば、そういうことがあつたとした場合に、そのときの補助の基準というものが、そういう方向の教育をやるものに対する補助をするというふうな線が打出される危険性がある。そういうふうを利用して得る危険性がある。そして運用されたとすれば、これは戦争誘発の方向に持つて行くと言わざるを得ないということになります。

○岩間正男君 私に簡単に一点だけ伺つておきます。実はこの法案と関連しまして現在の日本の産業態勢、経済態勢、こういうものが非常に重要になつて来ると思つておられます。この問題につきましまして、この法案は戦争協力的な態勢がこれから出て来るじやないかというのと、いや、これに対してむしろこれを徹底すれば平和に徹することができるといふ、こういう二つの面があります。それに対して横枝さんのほうから、飽くまで平和のために寄与するといふことを説つたらどうか、そういうことでそういう問題が解決できるのじやないかという意見が出た。私は予算委員会におきましてもこの問題をずつと見て来まして、それと関連して考へておつたうちに、一番問題になつたのは、今日の日本の置かれておる態勢の中で、こういう方面の持つておる役割が、個人的な意図或いは主観的な

意図がどうあるうとも、客観的にどう動くかという問題、由來日本の教育は視野が非常に狭かつた。そして、自分たちの陥没地帯からものを見ておつた。私自身そうであつた。華の艦からものを見ておつた。世界における日本の置かれておる客観情勢というものを把握できない。そういうところからとすると教育というふうな一つの技術面からものを判断して、そして自分の意図ではないのに、やはり戦争協力などというものをこれは東條時代にはやらされた。こういう点から私は申し上げるのでありますが、これを皆さんはどういうふうにお考えになりますか、この点だけを伺つて置きたいと思ひます。それは現在日本の経済態勢の中に、第十国会でも非常に問題になりまして日米協力態勢の問題が考えられておられます。これに対しては閣僚諸君は、こういう態勢はないということをはたすに頭張つた。併しその後休会になつて選挙、それからそれ以後の態勢を見ると、こういう態勢は刻々出て来るのであります。日米経済協力というものは何も我々が申しておるのではない、言ふまでもなくこれはほかの、日本経済とか朝日とか、毎日新聞の解説によつても、これはアメリカ軍の産業の一環として、下請工業的な性格を持つて来ておる。そして経済面、資金面、それから資材面、或いは動力面、こういう点においてこれはそういう性格を濃厚に持たされて来ておる。その点で外資の導入が促され、又受入態勢としては独占禁止法の緩和の問題、或いは開港銀行法案というものが去る三月三十一日の閉会閣際に出されておるのであります。而も又その

後ダレス氏がアメリカに帰つてなしたところのそういう報告を見ても、日本の産業は利用しなくちゃならん、例えれば太平洋の防衛のために利用しなくちゃならん。銃の照準器、パラシュートなどを作するためには役に立つであらうといふことを述べておる。又日本がアメリカに協力させられるためには三つの要點があります。それは言うまでもなく一つは地理的な環境の問題、一つは日本の産業力、これを非常に現在の軍需産業の中で利用している。もう一つは人的資源の問題であります。人的資源の問題では軍需の資源によれば使つて行く、つまり兵隊を作るといふ意味が一つであります。もう一つの問題は産業動員をするという問題であります。この問題は見逃がすことはできないのであります。当然これは青少年のこういう産業組織を一つこゝで組織する、そういう国家補助によりましてそういう態勢を打ち出すということ、それは、その現場にある人たちの主観的意図はどうであらうとも、日本の態勢、更に日本の置かれておる国際的な態勢の中から非常にそういうものが推し進められて行くといふことは、これは免がれ得ざる現状であるといふことは、単に我々が主張しておるだけではなくして、これはほかのジャーナリズムなんか大いに論じておるのであります。こういう点から考えますと、この産業教育法案というものがこういう客観的情勢と即座してどういふふうな役割を果たすか、ここに先ほどの、これをやることによつて平和に徹するといふ御意見と、或いはこれが、戦争に協力するといふ体制になるという意見の分れ目だと思ふのですけれども、こ

いう点からどういふふうなこの産業教育を通じて、どのような外部の権力やそういういふ／＼な要請があつたにしましても、これを平和産業に守り抜くという、どういふ方法を皆さんは具体的に考へておられますか。この点が私たちにしましてはこの法案を論議する上において、これを法定する上において最も重大な、これは日本の民族の將來と深い関係を持つところの最大の問題だと考へておるのであります。こういう点から言つて我々は戦争時代にいつか協力させられた、そういう体制のほうにいつか持つて行かれた、中には自分から進んでそういう体制をやつて来たのであります。これをしないといふ考へを持つておられるのか、考へを持つておられるとすれば、それをどのような方法によつて、組織によつてそれを貫徹させると考へておられるのか、こういう点に対してはつきりした皆さんの考へを示して頂いて、私たちの法案審議の参考に供して頂きたいと思ふのであります。

○委員長(堀越徳郎君) 石田さん、山本さん、佐藤さんの三人のかたのどなたかお一人のかたから……

○参事(石田壯吉君) では私から……非常に重要な問題について御質問があつたわけでありまして、若しも万一そういう客観的な情勢にあるならば、いよいよこれは教育者の任務といふものは重大であつて、我々は現在教育基本法に定められてありますところの教育の目的、教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健

康な国民の育成を期して行われなければならない。この大原則に向つて我々としては勇往邁進しなければならぬ。こゝろいふに考へるわけでありまして、産業教育法はこれは教育基本法或いは学校教育法或いは社会教育法の一つの補助法としてできている以上、先ほど来幾度か議論がありました。が、この根本原則というものをやはり当然産業教育においても貫かなければならぬ、こゝろいふに私は考へるものであります。従ひましてその方法の具體的の個々の問題につきましては、情勢が本當にそういうふうになつて来た場合にはおきまして我々は対処しなければならぬと思つておられますけれども、私は最初に申し上げましたように岩間先生の御指摘になるようなことが若しも事実として現れて来るようになるとすれば、いよいよ我々の責務の重大性を感じ、而もこの産業教育、今までの教育は、これは日本の教育について、過去の教育を御指摘になりましたようでありますけれども、これは軍国主義、帝国主義的な教育ということが中心であつたのであります。現在の日本の教育はどなたがどういふふうに御解釈なさろうと、厳として教育基本法或いは憲法がございますのでありますからして、その線に向つて我々はひたすらこの道に励んでおるわけでありまして、そうなつて参りますと、産業教育について特に我々の子弟に對しまして先ほど来お話がありましたような正しい勤労観を与え、そして産業に関する技術を磨かせる、こゝろいつたような点から申しまして、むしろこの産業教育法を推進して行くことこそ平和を

守るゆえんである、こゝろいふに私

は考へておるようなわけでございませう。

○岩間正男君 日本教育体制について只今は御決意のほど伺つたのでありますが、同時に我々は日本の教育体制について客観的につかんでおる、分析しておる現状におきましてどうですか。例えば憲法にある戦争放棄の問題がこれは非常に問題になつております。ところがこれは天野文相なんかに関係しますと、これに対しては議論をしてはならぬ。我々の社会科の問題として、すでに戦争は放棄したので、だから戦争は絶対しない、従つて軍備のごときはしない、こう論ずるのが何が悪いと言ひましても、文教の府にある責任者がそういうことは論議してはいけません。そういうことを言つておる時代です。そういうことがどうですか、職場で皆さんどうですか、反省して頂きたい。果して今日では堂々と平和を守り、本心に飽くまでも日本憲法を我々が貫くというそういう一つの決意で現在やられておるかどうか。これは私は客観的に現状を見ておるわけです。そうしますと一つのそういう信念というものを貫くだけの具体的な組織とそれに対する行動、そういうことが用意されないという、これは如何に大きな声で如何に信念的に述べられても、私たちがなかなかこれはむずかしい。又この問題が単に教員だけのよくするとこではない。恐らく元來教員は権力に弱い、現状においてもそうでありまして、これは終戦後四年、五年経つたのでありますけれども、實際そうでありまして、現状において権力に弱いのであります。私はあえて言ひます。そういう態勢において私たちが本心に納得させ

て、そして本当にそれを信ずることのできるような態勢を今日見たいと思ふのであります。少くとも終戦後、四年前、三年前、こういう態勢から比べてつと後退しておるというふうな姿を見ますと、なか／＼これは重大な問題じゃないかというふうに考えるわけでありまして、この点は私議論をする考へはありませんから、私の意見だけを述べてあとに譲ることいたします。

○荒木正三郎君 二、三の問題につきまして石田君にお尋ねしたい。その一つの問題は、先ほど実業科と申しますが、実業科の指導に適當な教員を得ることが困難な事情にある、こういうお話であつたやうであります。これは待遇の問題と非常に深い関係があるというふうに思ふのですが、適當な教員を得るためには、その他一般教員に従事している教員の待遇よりも一段上位の待遇を確保しなければならぬ、こういうふうな見解であるか。そういう点についてお伺ひしたいと思ひます。なおこれに関連して、現在の実業科指導に當つておられる教員の待遇は、一般教員に従事しておる人の待遇とどういふ関係にあるのか。そういう実情を併せてお話し願ひたいと思ひます。

それから第二番目の点は、この産業教育を施す対象の問題なんです。が、学生、生徒及び青少年、その他一般公衆に對してやる、こういうことなんです。が、これも非常にいいと思ふのですが、そこまでの余力を求めることが、現在そういう余力があるかどうか、そこまで期待して與應されるかどうか、こういう点ですね、学校で学生、生徒を對象としてこういう産業教育の振興

を圖つて行く、更に進んで卒業した者、或いは一般大衆にまでこういう教育を及ぼして行くのだという余力、實際的な面から、そういう余力を望むことが出来るかどうかというふうな点についての見解、それから第三番目は、実験実習の収益を学校で処置する、こういう問題ですが、これにはやはりかなりの弊害が起るのじゃないかということをお考へのことです。といつて、こういう収益を全部理事者に納めてしまふというところも私は妙味のない問題だと思ふのであります。これを法律でどう規定してやつて行くかということは、やはり起るであろうところのことを考へると、相當考慮しなければならぬんじゃないかというふうに思ふのです。先ほど栃木県教育委員のかたがおつしやつたやうに、栃木県教育委員会が適切な処置が從來はとられたやうな話があつたわけなんです。そういう實際的な教育委員会の判断に任してする方法もあると思ふのですが、法律でどういふふうに規定することが、法律でどういふ弊害の面と関係して更に聞いて置きたいと思ふのです。

それから第四番目は、これは私の最も危惧しておる重大な問題なんです。それは先ほどからの陳述内容を伺いますと、この法律が通ればかなり産業教育の振興に役立つのだ、よくなるのだ、こういう意味で非常に強い賛成の意味を表されておりましたが、果してこの法律ができて期待に副うやうな振興ができるかどうかという点について、私は、私ばかりなり疑問を持つておるものなんです。と申しますのは、この法律で重要な点はまあいろいろあるだらうと思ふのですが、その中でも困庫補

助の問題です。この法律ができて、果して困庫補助がかなりの金額が出るかどうかという点について危惧を持つておる。その理由が、実業教育費困庫補助法という単独立法があつて、その第一條には実業教育を奨励するため困庫は毎年予算を以て定めるところの金額を支出するといふふうに明記されておる。この法律がとにかく無視されておるのだ、實際上こういう法律があるのに、今度も内容は殆んど困庫補助の問題については変更がないやうに思ふのです。これに大きな期待を持つことは、私としては相當疑問に思つておるのです。むしろ政府がこういう問題について本腰を入れるといふやうな問題のほうが必要であるといふやうに考へておるのです。が、こゝろの点の見解ですね、一応承わりたい。以上四点をちよつとお聞きしたい。

○参考人(石田壯吉君) 先ず第一に、たしか第五條と思ひますが、教員の資格と待遇の問題であります。これにつきましても私はこゝろの見解を持つております。現在産業教育に従事する教員は特に少いのであります。非常に足りないといふことは先ほど申し上げた通りであります。これは勿論一つには待遇の問題が一般の実業界より、先ほど中島先生のほうからもお話がありました。が、低いといふやうな点もあると思ふのです。併し一般的にこれは教員の待遇が、たんに産業教育に従事する教員だけでなく、教員全体の待遇が低いのであります。これに對してはやはり教員全体の待遇を上げるやうに一つ各方面で努力をして頂くといふことが必要ではないかと考へられるのであります。併しながら又一面産業

教育に従事する者が特に只今申上げましたやうな実状にある場合に、号俸の引上げとか、そういうやうな問題でなくて、特にこれらは実験、実習といふやうな被服とか或いは実験の器具であるとかそういうやうなものについての補助を与えるといふやうなことは、これは當然必要じゃないかと思ふのです。それでやはり先ほどなたかからお話があつたのですが、余り單一化してしまふといふことが主になりまして、特殊性を忘れてしまひますと、これはいけないのじゃないか、現に盲聾学校の先生については特別に待遇が与えられておるというやうなことを聞いておりますので、現段階において私は産業教育に従事する職員だけを号俸を引上げる、こゝろのやうな極端な要望をするものではないのでありますけれども、一応そういう現状にあるといふことをお考へ願つて、特にその特殊性については幾分なりとも考慮を払つて頂くといふことが必要ではないか、こゝろのやうに考へておるわけ

で、この法文を見まして、決してこれによつて号俸の引上げを策しておる、或いは号俸の引上げといふことを予定しておる、こゝろのやうには私自身は解釈いたしておりません。

第二の問題でございますが、一般公衆に對して産業教育についての助成をやつて行くだけの余力があるかどうかというやうなお話でございますが、新しい教育の一つの行きたたいたしましては、学校拡張と申しますか、スクール・エクステンションといふやうなことは、これは相當重要なものであると私は考へております。そういう意

味で、できるだけこの学校教育を受けることのできない、落れた者を、学校の施設を十分利用させておいて学校教育をして行く、こういうことは現在の我が国にとつては相当重要なことではないか。これは先ほど統計を示しました通りの状況で、実に国民の九〇%が高等学校だけで以て終つてしまつて、一層その感を強めるのであります。私たちがいたしましては、できる限りそういう者に対しても国家の助成をお願いしたい、こういうふうに考える次第であります。

それから第三の御質問の収益の問題でございますが、これは大変に申訳ないのであります。実は私商業高等学校であつて、こういう経験を持たないのでございまして、それでいろいろ御意見のあるところ、御尤もであつて、これを規定の中に入れておいて、御尤もであるし、又多少危険性も包蔵しておるというふうに考へておられるような御意見にも尤もな点があるように聞きました。自分自身として判断に苦しんでおるので、この点について私の意見がこうだと実際の経験を持つておりませんので、はつきりここで申上げることは一つ控へさせて置きたいと存じます。

それから第四は、こういった法律を出すことによつて果して産業教育が振興できるかどうか、特に国家の補助の問題は、今までの実業教育国庫補助法が空文であつたんじゃないかというようなお話でございますが、私たちがいたしましては、特に議員の各位の絶大な御協力を得まして、何とかこれが空

文にならない、本当に国庫から多額の金を出して頂く、若しもこれが空文になるといふようなことであつたならば、予算の裏付がないというようになら、こういう法律を作つてもこれは何ともならないことであるので、何とか皆様がたのお骨折りによつて本當に突のある、予算の裏付のある法律にして頂きたい、こういうふうに考へるわけでありまして、私といたしまして、これはちよつとむずかしいとか、或いはでき得るとかいうようなことを断言できませんが、ただむしろ私たちよりも議員の各位のほうでこの点については十分お骨折りを頂きますならば、この可能性は必ず出て来る、こういうふうに考へるわけでありまして、以上四点につきまして簡単にございまして、お答えに代へます。

○矢嶋三義君 都崎さんにお伺いしたいと思ひます。今朝の読売新聞にも学校で調査した一部の統計が出ておりましたが、基礎学力の低下というところがよく言われておるのでございまして、都崎さんは幸い大学にいらつしやうでございまして、高等学校から皆さんのほうの学校においでになる生徒の基礎学力をどういうふうに見られておられるか、大学の教科課程を進めるに当つて不都合な点が生じておるかどうか、大学の窓から見た高等学校の生徒の基礎学力についてちよつと承わりたい。

○参考人(都崎雅之助君) 基礎学力が現在低下してある、これは事実であります。それじや今度の学制制度が悪いからという、これはそれは輕々には言えない、一番大きな原因は、今頃入つて来る学生は丁度戦時盛りの、頭に入

る頃に戦争を経験しておりますので、大事なところがブランクになつたといふことが一つ、それからもう一つは、教育改正によりまして御承知のように六三三となつて義務教育が非常に殖えた、義務教育の子供が殖えた、従つて先生が殖えた、だからこれは端的に申上げますと、先生が今までの先生で間に合はなければならなかつたので、それに先生が追つ付かないといふところにあるものと私は見ております。それからもう一つ大学教育の中でどうするかという問題はこれは只今研究いたしておるのであります、大学教育の中で一般教養を非常に重視せよといふので、専門教養とそれから一般教養とを如何に修めまして行くか、若しこれを一般教養だけを、きめられたものを先にやつてしまつて、専門教養はあとからぶつつけるといふのは、これはかなり無理なことが起る場合が生ずるのであります。これは中のやりやうであります。そういうやうなわけで、現在入つております学生はかなり昔に比べて現在のところでは全般的に言つて低下しておるというこゝとはない、併しそれには今申しましたように戦争の影響であるとか、或いは又学制改革により教師の不足したことによるというやうな他の原因その他もありまして、うが、そういうことがありまして、今の学制制度それ自身にどういふこと、これをそれによつて断定することはできないように思ひます。

○矢嶋三義君 いい御意見を承わつたわけでございますが、私も基礎学力が非常に落ちておるといふことはよく聞きますし、私もそれを感ずるところもあるわけでありまして、今高等学校卒業生の職業教育不振といふことが非常に問題の重点に上つておるやうでございまして、大学を卒業した生徒の技術教育といふものの低下といふものは私は非常に懸念されるのじやないかと思ふ。一方で基礎学力の低下といふことを聞いて、一方で職業教育の不徹底といふことを聞きますといふと、一休新教育はどういうところに突があつたのか、こういう疑問が起つて来るわけでありまして、これを掘り下げて御意見を伺つても限りがないと思ひます。が、そういう立場から佐藤先生或いは山本先生はどういうふうに把握されておるか。ちよつと御意見を承わりたいと思ひます。

もうちよつと申上げますが、最近非常に子供が役に立つやうになつた、非常に生活或いは地域社会に即応した教育を受けて、非常に教育がよくなつた、基礎学力だけが落ちたといふことだつたら幾らか慰める点もあるわけですが、ところが両方とも徹底しておらんといふやうなことを聞かれますと、私は先にも申し上げましたように新教育はいずれにあるのかといふやうな疑問が起つて来ますので、第一線で実地教育に携わられておる佐藤先生や山本先生から、その角度から簡単によろしくございましてからお願いいたします。

○参考人(山本健男君) 私は一般教養の面におきましては旧来よりも劣つてゐることは考へておりません。他面職業教育の面におきましては旧来よりも劣つと劣つてゐるというやうに考へておるわけでございますが、両方とも全部死んでゐるといふやうには考へておりません。

○矢嶋三義君 それでよろしくございします。續いてお伺いしますが、次にお伺いしたい点は、学校教育法の第一條に謳われてゐる学校、それから各種学校がたくさんできて来た。先ほど松野先生からお話ございましたやうに、各種学校の国家社会に貢献してゐるところは第一條の学校以上と何ら変りない。どういふお話であるわけですが、各種学校が非常にたくさん繁榮して来るというところは、第一條に謳われてゐる学校に勤務されてゐる先生としてどういふやうにお考えですか。何か故に各種学校といふものが繁榮して来るか、そのところをちよつと……

○参考人(佐藤肇次君) やはりこれは社会の実際の事情によることであると思ひます。その事情といへば、社会の要求が率直に反映しておる各種学校の性格といふものは申すまでもないわけでありまして、例えば洋裁であるとか理容であるとか、そういうたゞ実際の社会の仕事を結付いておる、それが殆ど重点になつておる。そうしてリベラル・コース、それからボケーショナール・コース、高等学校のほうは専門的な教育はやりましても、今言つたやうにリベラル・コースのほうでは非常に稀薄になつてゐる。それでそれから彼らの要求を全部満たすことができない。それで各種学校のはうに行くのではなからうかと私は思ひます。それも結構なことであると思ふのですが、それに關連して私の希望を、考へておることを申上げますと、やはり教育は一般的教養といふもの、この教養といふものの形も吟味してかからんとならんと思ふのでありますが、やはり人間の教養といふものを根柢としてそう

○矢嶋三義者　これは産業教育を審議するに當つて相当根本的な問題があるの
と思ひますが、国民的な理想と要求によつて教育基本法ができえ、学校教育法ができて第一條に学校といふものを
謳つた。そして教育課程審議會を作つて、そして国民的な要求とか或いは社会的な要求によつて各種学校が非
常に多くなつて来るというところに、私は考えなくちやならん問題があるの
じゃないか、それがいいか悪いかは別

の社会的な生活を、自分の個人的生活を営む上において、私は確たる定職を持たずようにして行くことが必要な

つ各教員が進んで出す。四十八時間どころでなしに、五十六時間というよ

部省の教育予算の取りかたなんかを見て参りますと、全然よう取つて来な

たたちが後退したものに對して賛
だ、賛成だとおつしやることか私は、

事柄、税の申告といった諸の理解が間違つてゐる。文脈の理解については、例えば論理的な関係でありますとか、推理力でありますとか、判断力でありますとか、といった点につきましても非常に劣つてゐる。こういうことであります。それから数学のほうにおきましては、片言隻句を捉えるわけでありまして、十分御納得が行かないと思ひますが、その表現を借りれば、かなりできが悪い、ところへにそういう言葉が入るわけですから、説明されたが、相当にできが悪い、というわけですが、それから社会科は必然に経済及び思想、文化、こういった方面におきまして理解の程度を現わすことになりまして、それでどういふようなことでそれが現わされたかと申しますと、重要性の順序を、物事の社会生活の中においての、又は経済においての、思想、文化の方面においてのその重要性の順序を判断する能力が非常に低く困つたものである。個々の事柄はばらばらに知つてゐるけれども、それがどういふ位置に属するものであるかといったような、全体の秩序の中において理解の体系——むづかしく言えば、体系化された理解と申しますか、少し子供としては……、そういうふうな事柄は、そういう形で頭の中には考へてゐないでありまして、そういう自分の知つてゐる事柄の重要性の順序、これについては大変理解が悪く、ただ個々の事柄について〇をつけるか×をつけるかというところは随分上手である。これは大変困つたことだ、こういうようなことがあります。

それから又歴史についての報告の一端を申し上げますと、まあいろいろございまして、例えば今日の憲法が一体どういふ順序でできて来たかというやうな事柄、それから三権分立というやうな事柄、自分たちが受けてゐる義務教育ということはどういふ形にあるのかというやうなことは、若しこつていないやうだ。それから労働争議といふたやうな問題も、やはりテストの中に出来てゐる。労働争議といふ事柄は、戦後突然として生れて来たもののように考へて、戦前にどういふふうな事柄があつたかといふことを理解してゐない。まあこういうふうな事柄で、誠に簡単ではあります。報告がありまして、全体はどう言われているかと申しますと、それがいつの頃比べてこれだけ下つたといふ事柄は、我々としては言えないけれども、誠に不満足であるといふことだけは言える。これは併し千名だけの報告であるから、ほかの多くの場合について総合的に研究したあとで又改めて正確に発表するといふことの結論であつたのであります。それだけ一応御参考に申上げたいと思ひます。それから……、〇矢嶋三義君 途中で、それでいいと思ひます。

〇参考人(矢嶋三義君) 簡単に済ませますから、成るべく私への御質問がございましたら、次の……、それから新教育がどういふ功罪を持つてゐるかという御意見もございまして、これも事実として御参考に申上げたい。日本に新教育が入れられた直後、日本の教師諸君に最大の影響を与へたか、或る書物があります。これは著者の名前はここで透視したいと思ひます。その場合にどういふことが言われ

たかと申しますと、先ほど産業教育の指導者たちが言われたことを理論化してゐる。これはどうしても産業教育といふことをお考えになる。御当局のかたへにお知り願ひたい。これはエソニアではあります。若しここに理想的な医科大学といふやうなものを作るとすれば、今日は大学といふものに病院が附属してゐる。これは附属してゐることが誤りである。病院に大学が附属すべきものである。学生は医者が診察し、手術してゐるところを見習へばいい、仕込んでゐるところをい。そういうやうなふうにならなければ、その書物に書いてあります。これは大学の某教授であります。最もよく売れた書物であります。こういう形で新教育の理論が入れられて、重点的教育といふことが理論化されてゐる。結局官費で立てゐる大学からそういう書物が出てよく売れたのであります。それはそういう考へかたがどこから来ているかと申しますと、率直に申上げますが、やはりアメリカから来てゐる。これはアメリカではどういふふうになつてゐるかという、学力の問題につきま

たかと申しますと、先ほど産業教育の指導者たちが言われたことを理論化してゐる。これはどうしても産業教育といふことをお考えになる。御当局のかたへにお知り願ひたい。これはエソニアではあります。若しここに理想的な医科大学といふやうなものを作るとすれば、今日は大学といふものに病院が附属してゐる。これは附属してゐることが誤りである。病院に大学が附属すべきものである。学生は医者が診察し、手術してゐるところを見習へばいい、仕込んでゐるところをい。そういうやうなふうにならなければ、その書物に書いてあります。これは大学の某教授であります。最もよく売れた書物であります。こういう形で新教育の理論が入れられて、重点的教育といふことが理論化されてゐる。結局官費で立てゐる大学からそういう書物が出てよく売れたのであります。それはそういう考へかたがどこから来ているかと申しますと、率直に申上げますが、やはりアメリカから来てゐる。これはアメリカではどういふふうになつてゐるかという、学力の問題につきま

あつたならば、新教育はそこに問題がある。こういう疑問を持つがという、こういう意味で私は申し上げたのであつて、職業教育が進めば基礎学力はどうでもよいという意味で申し上げたのではないのであつて、その点誤解のないように願いたいと思います。

○参事人(矢川徳光君) 決して誤解して申し上げたのではないのでございませう。

○委員長(堀越徳郎君) 大分時間が長くなりましたこととして……

では終了に当りして公述人のかたがたにお礼を申し上げます。我々産業教育法案を審議するに当りまして、慎重な態度で我々の審議の参考のために種々御経験のあるかた々の御指示を頂きまして、併せて非常にお忙しいところを長く御出席頂いて、且つ長時間に亘つてお話を頂き、議員のぶしつけな質問に対しても快よくお答え頂き、厚くお礼を申し上げます。今後審議の上において十分に御意見のほどを参酌いたして進みたいと思ひます。閉会に先立ち一言お礼を申し上げます。非常に遅くまで有難うございました。それでは本日はこれを以て散会いたします。

午後五時三十九分散会
出席者は左の通り。

- | | |
|-----|----------------------------|
| 委員長 | 堀越 儀郎君 |
| 理事 | 成瀬 幡治君
若木 勝蔵君
木内キヤウ君 |
| 委員 | 川村 松助君
木村 守江君
工藤 鐵男君 |

- 平岡 市三君
荒木正三郎君
和田 博雄君
高橋 道男君
山本 勇造君
大隈 信幸君
矢嶋 三義君
岩間 正男君
竹内 敏夫君

事務局側
常任委員会専門員
参考人

- 教育学者 矢川 徳光君
栃木県教育委員 高橋 通亮君
茨城大学工学部長 都崎雅之助君
東京都立第五商業高等学校校長 石田 壯吉君
東京都立北豊島工業高等学校校長 佐藤 孝次君
東京都立園芸高等学校校長 山本 佳男君
日本教職員組合 榎枝 元文君
合法律師部長 松野 喜内君
全国洋裁学校協会連合会長 西村 啓造君
古川電気工業株式会社社長 中島 慶二君
若小製紙株式會社社長

五月十二日日本委員会に左の事件を付託された。

一、職業教育法制定に関する諸願
(第一七八号)

第一七八号 昭和二十六年五月七日受理
職業教育法制定に関する諸願
請願者 兵庫縣姫路市伊伝居六
〇〇姫路工業大学附屬
高等学校内 中谷俊朗
外一名

紹介議員 藤森 眞治君
現行の教育制度は、普通教育を偏重しているため、職業教育の発達はいちじるしく遅れている。しかるに日本の再建は産業貿易の振興にまつことが極めて大きく、その基礎になるものは職業教育であるから、職業教育に対する国家ならびに地方公共団体の任務を明らかにし、この教育に対する指導と助成の万全を期するため、職業教育法を制定せられたいとの諸願。